

(明治廿五年四月廿九日 遷信省認可)

警察監獄學雜誌



第三卷 第十號 目 録

- 目 録 (二丁)
- 論 說 (二丁)
- 獄事懇親會の席上に於ける白根内務次官閣下の演説筆記
- 出獄人保護事業に就て
- 分房制取用策
- 清浦君の請願に對する岡法學士の意見に就て
- 講 話 (二十丁)
- 獄事懇親會席上に於ける廣國秋田縣知事の演説
- 近府縣監獄教誨會同席上に於ける小河監獄課長演説
- 蒼海一滴 (二十九丁)
- 白耳義國編制に關する取調事項監獄談話會に於ける演説筆記
- 海外通信 (四十丁)
- 限北生「クロイチ」典獄に會面す
- 雜 錄 (四十三丁)
- 版出獄に就て
- 典獄服制論の再燃 (犬首子投)
- 秘案の記事新聞紙上に現はる
- 監獄の勤務時間 (大隈監獄?)
- 統 計 (四十九丁)
- 明治廿五年四月々末全國在監人現在表
- 關 譯 (五十一丁)
- 看守練習所に就て
- 刑車被告人資格有無の疑義に就て
- 刑罰計算に關する疑問
- 屏樓水哥内科科する座業に就ての疑問に答ふ
- 石川縣に於ける外房囚の成績摘要
- 埼玉監獄に於ける入人客動作の成績摘要
- 監獄及兵庫假監通信摘要
- 雜 報 (六十丁)
- 在監人作業の樣式に就て
- 告者刑罰起算方に就て
- 萬國會議に抗告再審を爲したる者の在監費支拂の控に就て
- 池田監獄九州沖繩各縣獄中會の處刑を受ける者の費用に就て
- 高松監獄九州沖繩各縣獄中會の處刑を受ける者の費用に就て
- 奇 書 (六十六丁)
- 教諭師の官級
- 豊貝署に於ける典獄の分限
- 飲て司獄官並に教諭師諸君一言す

○ 本縣下本年四月月中各監獄囚人實數與付及觀察人

の出願許可を得盡力したるものあり

兵庫縣監獄署

●本誌改良廣告●

本會カ多年其ノ冀望ヲ懷抱シ、早晚改良センコトヲ期シタル、本誌ノ記事ヲ分離シ、警察、監獄専門ノ雜誌ト爲スコトハ其氣運漸ク茲ニ熟セリ、抑々記事ヲ分離スル一事ハ獨リ本會ノ冀望タリシノミナラス、本誌愛讀者諸君ノ多數ハ語ヲ寄セ、書ヲ投シテ其實行ヲ促サル、然リト雖モ尙一部ノ讀者ハ却テ分離ヲ非トセラレ、且本會經濟ノ影響大ナルトニ因リ、其實行ニ躊躇スル所アリシモ、今回會同セラレタル警部長、典獄諸君ハ本會事業上ニ就テ種々ノ助言ヲ與ヘラレ、就中此等改良ヲ督厲セラル、モノ甚切ナリ、本會豈ニ猛省スル所ナクシテ可ナランヤ、終ニ意ヲ決シテ之ヲ實行スルニ至レリ、愛讀者諸君、特ニ分離ヲ非トセラタル諸君、宜ク此意ヲ了セラントナ、而シテ此改良ノ實行ハ、本號即チ第三卷第十號ヲ以テシ尙諸事整頓ニ至ル迄ハ毎月警察、

監獄各一回ノ發行ニ止ムヘシト雖、漸次二回ノ發行タランコトヲ期ス、亦改良本誌ノ定價ハ別項掲ル所ノ如シ

●豫告●

本誌次號より内外新聞紙上に出現する監獄に關する重要の出來事は力めて之れを掲載し時に奇警の短評を付すべし

●注意●

本誌ハ監獄ニ從事セラル、諸君ニノミ送本セリ然ルニ名簿上官職名ノ記載ナク住所ヘ送付スル諸氏ノ内警察、監獄何レノ冊子ヲ冀望セラル、欸確認シ難キ向ハ都テ警察雜誌ヲ送付スハシ故ニ是等ノ諸君中監獄雜誌ト變換センコトヲ欲セラル、片ハ該誌(警察雜誌)ハ即日五厘切手ヲ貼用シ本會ニ返付シ別ニ葉書ヲ以其旨通報セラレンコトヲ乞フ

雜誌代金延滞ノ諸君ハ本月内ヲ期シ必ス御拂込有之度尙今回記事ヲ分離シ及割引法ヲ設ルカ爲メ經濟上ノ影響不掛候間示今前金ヲ以御購讀被下度特ニ相願候也

學會 會計部

●監内揭示條目辨解豫終出版廣告●

警保局長小松原英太郎君題字、
宮城集治監典獄入木秀太郎君序文

之度尙今同記事ヲ分離シ及割引法ヲ設ルカ爲メ經
 濟上ノ影響不掛候間示今前金ヲ以御購讀被下度特
 ニ相願候也

學會會計部

監內揭示條目辨解豫約出版廣告

警保局長小松原英太郎君題字
宮城集治監獄入木秀太郎君序文
宮城集治監獄記山崎德義君序文
宮城集治監獄教誨師藤吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

○定價 一卅金合五錢

○特別減價 ○廿部以上

申○
込預

○百部以上

市申込

○以上何れも無選送料

樂

集治監ニ在テ勉強ト熱心

トニ

則施行細則第三條ノ揭示

目錄

無上ノ効益ヲ得ンコトヲ

信

條焉揭示條目、本旨

月子會

ハレズルハ之ニ過キタル

重寶

來本會出版諸書

大、

ルコトヲ爲サ、レトモ合

其二

夜閱ヲ經タズモノナリ仰

願

年五月
日

10

明治廿五年五月 日

警察監獄學會

內務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
內務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
內務省警保局監獄課長小河滋次郎君著
看守獄務提要
完

獄務提要

完

○製 ○定 ○豫 ○運
本 價 約 送
費

○表紙上等金箔
一部金五十錢
一部前金三十五錢
一部前金四錢
一部金三十二錢

○送金

○特別割引	百都以上	運送費本部支辨
	五十都以上	運送費一部金四錢
	二十都以上	運送費一部金二錢
	十都以上	運送費一部金一錢
	五都以上	運送費一部金五錢
	二都以上	運送費一部金二錢
	一都以上	運送費一部金一錢
	一都以下	運送費本部支辨

○申込

上記入、朝引、官署、典獄、書記、看
守長本會費取經主任、諸君ヨリ
○發
送

○發送

送

本年二月十五日ヨリ申込ノ順序ヲ以テ郵便、瀟車、汽船便ノ内冊數及土地ノ便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

● 雑誌の分離に就て一言を

豫て讀者に報道を置きたるが如く我々暫くは

二十部以下ハ申込ノ際前金ヲ要ス
 二十部以上ハ一總申込ノ際分ハ本年四月
 十五日迄ニ於テ二回ニ割賦拂込マシムル
 モ妨ケナシ但月賦金送付遅延スル
 片ハ郵便又ハ銀行請求スヘシ送金スル
 師ハ都便又ハ銀行請求スヘシ送金スル
 送付セラレタシ銀行通運便チ以送金セ
 アルハ其持込貨ヲ加ヘラレタシ
 宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町
 書林木村文助ヘ向ケテ送金セシムル
 本年六月三十日限ハ定價ニ復スルハ
 本年シ右期限後五千部限印刷セシ
 勿論本書今回五千部限印刷セシ
 以期限後若クハ期限内雖豫約部數
 ヲ超過スルモ止得謝絶スルヲ以
 本年二月十五日止得謝絶スルヲ以
 テ郵便、氣車、汽船便ノ申込ノ順
 便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

出
 販
 部

●雜誌の分離に就て一言を

豫て讀者に報道を置きたるが如く我が警察監獄雜誌は愈々本月以降各科分離の事を斷行し即ち先づ監獄の事項をは專輯したる所の本誌を以て讀者に見ゆることゝなれり而して其の理由に就て予輩復た此に屢々の辯を費さざるべしと雖も要するに是れ一には讀者多數の希望を充たし一には本會多年の宿意を遂けたるものなりと云ふの外あらざるなり今や監獄改良の機將さに熟せんとし警察の事亦た口に漸く多事ならんとするの時に方り幾多の困難を排斥して此の斷然たる處置を決行し益々奮つて斯道に對する本會特色の運動を精銳活潑ならしむるの方針を表白したることゝ必らず大に讀者諸君の満足せらるゝ所なるべく諸君が本會を信ずることと是れより益々厚く本誌に冀望せらるゝ所のものも亦た一層多かるべきを信ず此の信用と此の冀望に對し將

上記入部
守長本會費取
一編メ申込ノ分
〇發
送
本年二月十五日ヨリ申込ノ順
便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘ
部

來に向つて如何に予輩が益々活潑に運動する所あるや、請ふ本月以降刊行する所の各分科の雜誌に就て之を知れ。實着、精確、詳密、斬新、機敏、是れ皆我が警察監獄雜誌が特有する所のものに於て斯の社會の聲望を博しつゝある所以のもの亦た此に在り予輩ハ此分離斷行の時を機として將來益々此特色を評論記事の上に顯彰せんことを期す請ふ予輩を以て徒らに虚大の言を放つて己れの價直を誇稱せんと欲する者となす勿れ。

警察監獄學雜誌第三卷第十號

論 說

●獄事懇親會の席上に於ける白根内務次官閣下の演說筆記

私は今日皆様に申し上げます程のことゝありませぬ、さりなから斯くの如き盛會に當りまして何にか一言申し上げたいと云ふ念慮を咄嗟に生じました、其念慮の生じました別でありませぬ、今日一ツ橋外の講義室に於きまして小松原君北垣君清浦君の御演説を拜聴致しまして監獄の改良其他監獄のことに付きまして將來我邦に於いて斯様なことを致さねばならぬ、斯う云ふことをせねばならぬと云ふことを御陳述に於つた所を見ますれば愈々益々此監獄と云ふものゝ、どうか私が職務上に於て勿論、一個人としまして熱心に此事に従事しなければならぬと云ふことを愈々益々心に持ちましたのであります、此たび政府は定めて監獄費の國庫支辨たるべき法案を提出せらるゝであらうと考へますが此前の議會に於きまして憐れ否決にありました次第、又今日提出になる所の所以も多少私は此所で辯ずる必要があらうと思ひますから其れだけを辯じます積りでありますが一休此監獄の費用は國庫支辨にせねばならぬことは勿論

のことで、第二の議會の時分に政府は咄嗟に之を始めたものではありませぬ、内務省に於きましては數年來其心が勃々としてあつたのであります、併し如何せん支辨を國庫に歸しますれば其れ丈の財源がなければならぬが兎に角監獄費を國庫支辨にすることは最も必要である、是れは官吏位の輿論と申すのみならず府縣會に於きましても此事を繰々聞陳して内務省に建白して山を爲す有様であります、其れで此事に従事します所の我々のみならず地方人民に於きましても之を熱望して止まぬと云ふことをトするに足りません、故に政府は勇進して其費用を國庫に屬し將來監獄の改良を計ることを企てたのであります、然るに所か第二の議會には唯だ單一なる理由を以て而かも絶對的に反對致す譯では無い、唯都合と云ふことの理由であります、が何の都合でありますか其れに付ては之を議する人の胸中にあることでありませうが決して重要な理由があつた譯でも無い、或る事情の爲にホダされて遂に此監獄の法案は御承知の通り否決にあつた譯であります、其當時私も稍々力を盡しましたが如何せん遂に今日の有様に成りました其れ故に政府は之を此儘に置きますか決して此儘に置く譯には參らぬ、清浦君が現に演説をされました通り政府が之を議會に提出致すのは義務であらうと思ひます、さうして何處までも此監獄法案をして立派な法律にして成立たせることは今日に限らず若し不幸にして此第三期の議會に於きまして否決されることは決して望むべき第四期で否決になれば第五期に於きましては否決されることは決して望むべき第六期で否決すれば斯かる法案が一度や二度で通過しやうと思ふのは之は誠に誤り、考の足りないことであらうと思ふ、併しが三度續かせんと云ふ心を以て政度はやる譯では無い、出す以上は何度でも續けて提出すると云ふ心を充分持て居ります次第である不幸にして斯かる場合に際會しましたから何遍でも構ふことのない、一遍否決したと云つて大に落膽すると思ふに及ばぬ……之は大言かも知りませぬがどうも日本人は一体の事に付いて一つ何にか挫けると後とを斷念して仕まうと云ふ、世の中の開けぬせいで御坐りますか、まあ一般にさう云ふ事が多いと私も認めます、さう云ふ事では連も此大事業を成し得ることは決して出来まいと思ふ、私も已に政府委員を仰付けられて居る以上は熱心に此事を通過させたいと今より覺悟を致し且つ又充分の取調べも致さうと考へて居ります、幸に諸君に於きましても……此お席のお方々ハ殊に監獄の事に直接にお當りにあつて居るお方で有ますからどうか御差障りが御坐りませぬからば監獄に付て最も有益あることもありませうから、どうぞ拜聴致したう御坐りませう

先づさう云ふ譯で御坐りまして今日の談話會は大に私の考に於きましては萬々好結果を得た譯であらうと思ひます、願ひますれば私がつまらぬ訥辭を以て議會で述べま

其れから談話會のことでありますが、私に此監獄談話會と云ふものを監獄舊話會と云ふことにあらしめんことを望みます、何とあれば今日歐羅巴の監獄は私知りませぬが日本の監獄を段々巡閱致したこともありませんが……改良すべき監獄があるなら其ものゝ段々改良して我々の趣旨を貫徹して善くしやうと云ふことでありませう、若しも此會が盛んに、此の如く熱心である以上一二年十年や五十年でハありますまいが遂に監獄は殆んど入らぬやうなことになるかとつて其時分に監獄は我々の誠心と根氣を以てどう／＼是れまでにしたと云ふことを云はれるやうにしたいと私は存じます、即ち此會をして舊話會たるに至らしめんことが私の希望であります、然し何處の世界でも監獄のない世界はない即ち監獄を改良して程度を進むるか進めぬかの話に止まるど云ふことであります、私が私は監獄はいやうになつて仕まうと云ふ程熱心に従事して一人も在監人のないやうにすることを計らねばならぬと思ふ、先づ其れ位の考をして此會を始めた以上は能く何か會に於けるべき事業の爲めに努力せよといふことは通唱へる所の何々會と云ふ様なものでは無い又さうなつては我々の面目に關するであらうと思ふ、斯く有名の士有爲の方々が集つて監獄改良其他監獄諸般のことを講じやうと云ふ目的を以て熱心之に従事しやうと云ふのに若し出来ないど云ふことにあれば……成る程あゝ云ふ人ですら此の如き善い會を拵へてもどう／＼續かないと云ふことにありまして、後世子孫をして此事業を斷念することになるかも知れませぬ、そこで此會の長く續きまゑて永く帝國に益をなしてさうして其仕舞にはどう／＼監獄と云ふものは誠に能く善美を盡し、善美を盡すのみならず殆んど監獄には罪人は居らぬと云ふやうな結果まで立ち至らしむるの熱心を以て之に従事しさうして充分に此事を成し得んことを私はどこまでも希望致すので御坐ります。

小河 滋次郎述

監獄の改良に伴ふて必生せざるへからざる所の問題あり何んをや曰く出獄人保護の事業即ち是れなりフエーリング氏曰く監獄の目的ハ監獄其れ自らの作用のみを以て成就し得へきに非らず社會道德的事業殊に出獄人保護事業の整備せるを俟て始めて能く其目的即ち犯罪防滅の効を擧ぐるに至るへしと、是を以て泰西諸國に於てハ一面

監獄の改良を計ると共に一面出獄人保護事業の普及に汲々し今日に於ては各國到る所殆んど其設備を見ざるはなきの實況にして之れか爲め年々有志者の喜捨する所の資財は決して少小なる額には非らざるあり然るに顧みて我國に於ける斯の事業の發達如何を尋ねるに監獄の事業の著々改良進歩の實効を奏するものあるにも拘はらず出獄人保護の問題は官民共に帖として殆んど全く之を顧慮せざるものゝ如く人口百五十萬、罪囚五千内外を有する所の帝都の地に於てすら尙ほ未だ其設備の實行を見るに至らざるか如き、斯の事業が依然社會より冷遇せらるゝを免れざるの一證として之を見ざるを得ず然らざれば當局者か斯の事業に對する熱心の未だ足らざるの一例として之を認めざるを得ざるなり況んや我國今日の實況に就て之を見れば實に期滿ちて監獄を出づる所の者多くの衣食を得るに道なくして再び犯罪の止むべからざる境遇に陥るもの比々皆是れあるのみならず現に彼の別居留置人と稱する者次第に増殖して益々監獄の休面及び經理を煩はすの煩雜あるに於てをや苟くも監獄の改良を以て自ら任ずる所の者何くんを晏如として之を傍觀するに忍びんや宜しく自ら率先して此に經營盡力する所あるべきは予の確信して疑はざる所なり

出獄人保護の事業は純然たる社會的事業なり故に國家が直接に之れに關與するの責任なきこと共に監獄當局者も亦た之れに對して其責務を以て幹能盡力するの義務を負ふべきを詳悉するの位置に居り實際又之を詳悉しある筈のものなるべきを以て少くも社會に向て其必要なる所以を告白し且つ之を實行する組織方法等に就て適當の示明を與ふるのことに監獄當局者が徳義上之を負担するの責を辭すること能はざるべきなり況んや此事に就ては既に曩きに内務大臣閣下の訓令あり尙ほ又近く警保局長より此訓令の旨趣に就て更らに監獄當局者に對し詳細指示説明せらるゝ所ありたりと云ふに於てをや此際當局者たるもの須らく大に奮て斯の保護事業の爲めに運動する所なくんばあるべからず

保護の事業は或は會社組織に由て之を施行するものあり或は教會事業として其宗務的管理に一任するものあり或は一個人たる有志者の計營に委託するものあり或は彼此相混用するものあり其方法は即ち國又は地方に由て相同しからず然れども出獄者に對し或は衣食を給し又は居住を與へ或は職業を授け又は職業に必要なる器具若くは資本を貸付する等要するに良民的生活を容易からしむるの便を與ふるの點に就ては毫も相異なる所あらざるなり故に其方法の何れたるは一に各地方の情況に應じて便宜措置せしむる所ありて可なり若し幸にして我國に於ても彼の「エリサベス、フリー」「フリードチル」「ローレン」等の如き熱心なる有力者を得ば保護事業を以て之を一個人

に委託するも亦た妙からん佛教なり將た耶蘇教なり其宗務團體が出獄者を収養保護せんと請はし之れに一任すること亦た決して不可あらざるなり然し我國に於ては今日俄かに斯くの如き熱心家を輩出し得へしとも思はれざるを以て差向き先づ會社組織に由るの外あらざるへしと信す而して若し會社の組織を用ふるとなれば實際は兎も角表面に現はるゝ所の事況は成るべく會社風ならしめざるを主とし社員即ち會社、會社即ち一個人たる社員にして社員と會社とは其關係最も親密にして終始其運動を一身同休ならしむるの注意あるを要す且つ苟くも社員として加盟する者は獨り金を以て其事業を助くるのみならず自ら保護者たる地位に立つて出獄人を自家に引き受くるの義務を負ふことも必要なり少くも社員中一部の人最も此事業に熱心なるを指定し出獄人に對する直接の信友たり又は相談相手たる者として其保証人又は引受人たる義務を負はしめ出獄人あるときは先づ之を己れに引き取るの役目を擔當せしむることを要す之を要するに會社即ち無形人として人に對するの力は人として人に對するの力に比すれば其及はざることを遙かに達し況んや出獄人の如き頼み少く而かも疑心深き者に對するに於てをや感化の上に於ても亦た會社の名を以てするど一個人の身を以てするどは大に其効力に輕重の差あるべきなり

保護事業の範圍如何言ひ難し然れども何れに屬せざるべきなり
に衣食を與へよ曰く之れに居住を與へよ曰く之れに歸郷の旅費を與へよ曰く之れに信認の證券を與へよ曰く其家族を救恤其他相當の保護を加へよ曰く其父兄に仲裁せよ曰く其罪黨に和解せよ曰く何曰く何此に盡く其事項を列擧すること能はされども要するに出獄者として良民的生活の本道に復歸せしむるに必要なもの便利は成るべく多く之を與へざるべからず但し之を與ふるに當ては成るべく金を以てせずして物を以てせよ物品を以てせずして成るべく力を以てせよ力を以てせずして成るべく心を以てせよ心とは何ぞ仁慈是れなり力とは何ぞ職業是れなり物品とは何ぞ衣食住是れなり金を與ふるの場合に最も嚴しく之を緊約せよ

是等保護の事業一として金を要することにあらざるはなし故に之を實行せんと欲せば先づ相當の資金を準備し置かざるべからざることを勿論なりと雖然かも時宜に依り緩急を斟酌して之を施行するに於ては事業の範圍を伸縮すること固より隨意にして従つて必らずしも多くの資金を準備せざるも之れに着手することを得べきなり即ち若し保護會社は成るべく自ら出獄者を引き受けて之れに働勞なり又は職業なりを與ふべき者を多く網羅して社員となし若くは専ら職業勞働の紹介即ち口人を爲すを主とし止むなくんば僱主に對して幾分の保證金を出し又は賃錢の幾分を賠償一人前

論 說

十

の腕前なき者にても其生活に必要な丈の貸金は之を與へざるべからず而して之を與ふる者は其備主たるを要するに由り備主の之れか爲めに多少の損害を蒙むらざるを得ず故に保護會社は備主に對し私かに此損害を賠償し被保護人には之を知らしめざるなりする等差向き保護の最も急なるものゝみに止むるの方針を以て之れに着手するときは左まで多くの資金を作ることを必要とせざるべし各府縣に於て會社を設くるが如きは極めて易々たることなるべしと信す

之れに居住を與へよとは或る一定の建物をして之れに寄食せしめよと云ふの義には非らざるなり所謂居住を與へよとは下宿なり借家なり普通生活の居住に必要な便利を與へよと云ふの義なり保護會社の附屬建物として或は工作場を建て或は寄宿場を設くるが如きは反つて最も保護の事業に不適當なること云ふべく其弊や第二の監獄を設くるに同く偶々其の結果をして保護會社は監獄より出でて監獄よりも尙ほ監獄なりとの謬あるに至らざらむるを免かれずクロイツ氏曰く犯罪の傳播を防遏するか爲めに囚人を別異せしむることは監獄が全力を竭くして汲々たる所あるに非ずや然るに一朝出獄したるの故を以て直ちに之を収養するに最も忌むべき混同雜居の方法を以てせんとす予は予の苦心して養成し得たる所の赤子をして斯くの如き保護會社に托すること能はず當局者宜しく反省する所あり何なり保護會社が収養保護すべき所の出獄者は猶り長期の者のみに限るべからず短期囚と雖亦た之を収養することとを要す否亦短期囚の如きものこそ反つて大に保護の必要あるものにして其効能も亦た顯著なるべきなり但し其長期なるものと短期なるものとに論かく保護すべき者は先づ之を保護するに足るや否や且つ能く保護の目的を達すべき見込ある者なるや否やを精察し十分取捨選擇する所あるを要す故に監獄と保護會社とは常に密接なる聯絡を保ち且つ會社の役員又は擔當者は平生監獄に出入して能く各囚の技能なり品行なり身分なり性質なり等を勘査し置くこと必要なり保護會社は其信用すべき認めなき者を保護するか如きことある勿れ之を他に紹介するか如きことあるに於ては忽ち會社の信用を害し唯さへ不快危虞の感情に支配せられつゝある所の社會は益々其感情を強め終に復た會社の紹介に應ずる者なきに至るべし故に被保護人撰抜の事は此事業新創の際今日に於て殊に最も慎重の注意を要すべきことなりと謂ふべし漫に其數の多からんことを求むる勿れ先づ社會をして此事業に對する信用を厚からしむることを務めよ

此他尙ほ斯の事業を實行する細目の上に就ての卑見は追て之を開陳して當局者の參考に供する所あるべし

論 說

十一

●分房制取用策

山 陰 笠 津 生稿

治獄の道に通ずる者にして分房制の利を説かざるは全く獄務の實驗を有する者にして雜居制の弊を嘆せざるは全く分房制の須要は已に是非の辨を費やすを須ひざるに至れり我國治獄發達の萌芽十數以前の近年にありと雖其進歩驟々大に見るべきものあり獄制の改良に獄官の登用に獄舎の構造に諸事整頓の域に向はざるはあし分房制の取用亦夙々に或る識者の唱道或る實務家の希望たりしに係らず諸種の障礙は大に其力を逞くせしか今や典盤錯を排除して徐々に之れか實施の途を開くを見るの期運に至らんとするは深く賀すべきの事にあらずや則ち分房制の取用は當路者一般の輿論となれり着々之れか實施を企畫する實務家一轍の方向とされり已に一般の輿論となり已に一轍の方向とされり而して吾輩は之を喜ぶと同時に大に前途に杞憂を抱かざるを得ざるものあり何ぞや他なし凡そ事全く之を取るは易く其要を採るは難し我治獄の事今日分房制取用の運に向ふと雖一時に全く之を成すは固より經濟の容さざる所從て當路者の企畫する所にあらず當路者の企畫する所は十か一を取り其二を進め漸次之を完ふせんとするにあり吾輩の所謂難しとする所以のもの實に此に在て存す是則ち後者自ら顧みず取て分房制取用の策を講せんとする所以なり

を得るものは獄舎新築の舉に際するものたり而して修繕増築亦其機を利するを得べし如聞近來獄舎造築の舉あるもの甚かからず畢竟當路者畫策の存するあるに出るもの多きに居るあるべしと雖尙吾輩は其好機を失ふとなく可成的完整に分房制を取用せられんとを其衝に當るものに切望きて止まず勉めて其骨髓を失はざらんとを熱望して止まざるものなり吾輩の此希望を起して之を屬する所以のもの決して偶然にあらず其執る所往々にして吾輩の意見と相背馳する者在るあればなり其説に曰く我國今日の財政は實に分房制を完行するを容さず故を以て逐次歩武を進めんと欲せば當初不完の狀況を呈するは勢の免るべからざる所止むなんくば單に毎因其房を離隔するを以て着手第一段とすべしと其聲息交通の嚴斷其耳目誘惑的諸物の嚴絶等分房制の必要條件は措て之を問はずして僅に一房一囚の形式を學んで以て分房制取用の實を得たりと爲す若し夫れ斯認見を迷執するものにして唯に卓上の論者たらしめば未だ以て深く憂懼するに足らずと雖設し之をして實務家にあらしめん乎其弊害得て測るべからざらんとす豈に恐れて懼れざるべけんや

試るみに此等認見を懷抱するの輩をして其迷執する所を事實に顯出せしめよ其所謂分房制を取用すと云ふものは唯だに室房離隔の形式的分房制に外ならざるべく失實

的の模擬に外からざるべきあり隨て其構造に於ける房一人を限り入るゝと云ふのみにして聲息の交通を嚴斷するに足るべき障壁の設けあかるべく分房制の由て以て要する區劃を欠くあるべし之を約言すれば徒に雜居制監房の區劃を縮少して一房一人とあしたるに過ぎずして自餘分房に必要な條件の一をだに具備せざるが如き謬舉に出づべきや數の當さに免れざる所あるべし果して然らば何を以てか眞に分房制に倣ふと謂ふを得へけんや取用其實を得ると謂ふを得へけんや又何を以てか今日餘裕なき經濟を費消して得其失を償ふに足ると謂ふを得へけんや其實にして舉らは巨万の費用も以て多しとするに足らず否らずんば一金も決して少しとすべからず唯に其様式を模倣するに止まる斯の如くんば寧ろ雜居制構造の節用に適するの勝れるに如かず其謬見蓋し深く分房制の必要條件を辨識せざるに職由せずんばあらず

分房制の利害得喪先輩已に説き盡して餘す所なし曰く分房制を俟つて始めて眞正に自由刑を執行するを得べし曰く分房制に由らずんば矯正感化の目的を貫徹するを得べからず曰く公正の旨義に適す曰く道義的嚴正の主義に適すと之れ其主要なるものなり而して今構造上に密接なる關聯を有する所以のものを尋ねて觀察を下たせバ約して之を二大別するを得べし曰く他囚と雜居せしめざるを爲めに罪惡の傳播を防止す曰く耳目の接觸を斷絶するを爲めに聲息の交通を嚴斷するにあり孤獨寂寥極りなきの一小天地に拘禁するにあり則ち區劃を嚴にし障壁を厚ふし毫も此必要條件を缺く所あるべからず其一を缺かバ他は從て其用を爲さず或は每房其棟を異にすべく或は煉瓦石様の重壁を以て之を區劃すべく聊かも其孤獨寂寥一小天地たるの境遇を破る者あらバ則ち不可なり分房制の分房制たる所以全く此に在るなり然るに之れを是れ料らずして唯單に毎囚を離隔すと云ふに止まり以て分房制を取用し得たりと爲さバ誤認も亦太甚しからずや其單に毎囚を離隔すること之を雜居に比すれば多少利する所あるべきは論を待たずと雖其爲めに要する費用に對して得失相償はざるの遠き知者を待たずして知るべきのみ

然ら我國治獄の進否如何を考察するに其進路の目前に横はれる障礙は固より一にして足らずと雖其最も甚しきものは經濟上の窮乏にあり分房制の一時一齊に之を成す能はざる所以のもの全く此に在り故に其衝に當るものは審かに其用を考へ之を節省し之を利用せざるべからず然らずんば財政の爲めに徒らに進路を障へられて止むの不幸に陥らんのみ經濟の巧拙洵に千金も以て廉となすべきものなり他なし得失の謂ひあり然るに此の止むを得ざるの窮策に出で徐々著々分房制を取用せざるを得ざる

論 說

十六

が如き非運に遭遇しつゝ深く意を經濟に用ひず其得失を償ふに足らざるが如き無用の構造に巨多の費用を消耗するか如きとあるに至らば臍を噬むも豈に及ぶへけんや經濟上の事固より深く憂へざるべからず而して其害之れより尙一層甚だしきものあり何ぞや曰く徒に其名を竊み其様式を擬し其實其精神を顧みざることは是れなり事茲に至らば弊も亦極まれりと謂ふべし

然らば則ち分房制取用の策之を如何して可ならん乎曰く今の時に當つて逐次分房制を取用せんとする須らく不完全にして周ねからんを望まんよりは寧ろ一徧一偶と雖完全なるを求むるより始むべし完全なるに非ずんば分房の効益更に存せず分房の効益存せずんば無用の區劃を爲すに消耗するの費用は全く是れ冗費のみ其實を失へる無益の形式を模擬するは全く是れ兒戲のみ故に吾輩は斷じて謂はんとす百の不完全なる分房を造らんよりは十の完全あるものを造るに如かずと我國治獄の進路を障礙するの妖霧は實に一にまて足らず而して會其其道を開くの期運に遇ひ自ら求めて之を杜絶するか如きとあらば此の前途を如何ん敢て此の篇を草して當路者の注意を請ひ治獄の進歩を切望する所以のもの固と前途を憂へざるべからざるの止むを得ざるに出づ幸に吾輩の憂慮をして犯人の憂たらしむるは否と實に當路者諸君の費策

●清浦君の講話に對する岡法學士の意見に就て

吳 竹 生

囚人の種類は懲戒紀律上通例分つて三様となす曰く改良の冀望ある者曰く其少なき者曰く全く之れなき者即ち是れなり彼の慣習犯者(Gewohnheitsverbrecher)と稱し幾回となく監獄の門を出入し罪惡を以て殆んど一種の生業とあすが如き所の者は概して皆改良の冀望少き者若くは全く之れなき者の種類に屬す是は治獄の實務家多年經驗して認識得たる事實に據て區別したる所のものにして一には又懲戒紀律上の必要に基づきたるものなりとす何をか必要と言ふ曰く個人的遇囚の旨義を貫徹せんが爲めなり曰く階級法に依り善を奨め惡を懲らすの趣旨を實行するに便ならしめんが爲めなり曰く消極的に罪惡傳播の弊を杜絶せんが爲めなり更らに之を約言すれば監獄の目的たる犯罪防遏の目的を徹底する上に於て大に便利を得る所あらしめんが爲めなり故に改良の冀望少なき者なりとて敢て之を等閑に待遇するも可なりと謂ふには非らざるあり實に然らざるのみならず所謂個人的遇囚の旨義に依り不改其の者には不改其の者に對する相當の方法を以て之を待遇し其れをして再び罪惡を犯すが如きこと

なからしめんと欲するにあり、其れをして再び社會を危害するが如き虞ひなからしめ
んが爲めなり、彼の慣習犯者に對し先づ外部の檢束紀律を嚴重ならしむべしと言ひ又
は懲苦するに足るべき勞役を課して之を管制すべしと言ふが如き凡べて是れ以上の
目的を達せんが爲めたるに外ならず、蓋し彼れ慣習犯者ある者は最も危害多き所の種
族にして且つ奎堂先生の所謂意氣地なき懶惰の人民なるを以て之を檢束すること峻
嚴からされば動もすれば輒ち脱越するの恐れあり、之を待遇すること強剛ならざれば
以て監獄生活の苦痛たることを感識せしむる能はず、之を勞役せしむること劇甚あら
ざれば以て其懶惰の性情を矯めて汗食の習慣を養成せしむること能はず、且つ其心根
既に腐敗したるものあるを以て徒らに力を積極的無形の改良に費やさんよりは
寧ろ消極的有形の制壓に竭くし其境遇其健康其技能其習慣其紀律をして在監中は勿
論出獄後に於ても亦た罪惡を爲す能はざる若くは爲すに不便なる若くは爲すに及ば
ざる或は一層進んで爲し肯んぜざるに至らしむるの其策の宜しきを得たる者あるを
以て換言すれば彼の慣習犯者に對し成るべく嚴に強制して役業を執らしめ之をし
てか食の習慣を養成せしむることを務むる所以のものは、奎堂先生講話中の語を假用
す即ち是れ此種の罪族に對する監獄の目的を達する所以の方法を實行するものに
し

る人民に化すべきものたるを信ずと然り懲戒即ち外形上の檢束紀律にして儉嚴至剛
あるを得は之を化して善良少くも惡業を爲さざる民たらしむるを得べし然れども
教誨の力に由て之を感化せんことは至難なりと信ず少くも力を費やすこと多くして
得る所少かるべきなり多年監獄教誨の業に従事し其道に堪能なりと聞へたる某僧正
の言に曰く慣習犯者に對するの教誨は恰かも石油の種子を蒔くか如きものなりと以
て其の如何に此種の罪族に對し教誨の効を收むることの至難なるを経験したるかを
知るべきなり固より如何に濟度し難き無縁の衆生なりと雖之れに向つて德義上の
訓誡を加へざるも可なりと言ふにはあられども若し教誨と懲戒と何れかと言へば
懲戒を先きにして教誨を後にし若くは止むなくんば懲戒即ち消極的外部の檢束紀律
を勵行すべしとの經驗の吾人に教ふる所に據て亦た爭ふべからざることなりとす奎
堂先生が其講話中に於て慣習犯者の不完全なる監獄即ち教誨機關等の十分具備せざ
る監獄に拘禁するも妨げなしと言はれたるは即ち此の謂ひなり且つ又此種の囚類は
何れも皆罪惡卒業の者のみあるか之を共同雜居せしむるとて恰かも零に乗ずるに零
を以てするの類にして其結果敢て罪惡傳播の大弊害ありと云ふに非らず之を分房せ
しめたりとて敢て著るしく改悛の効果を見ると云ふにもあらず要は唯た遇囚の紀律

を嚴格にし懲苦的作業を強制して外面上より其情弱の習慣を矯正するの止むを得ざる境遇に行動せしむるにあり而して其之を爲すは不完全建築のなる監獄に於ても尙ほ之を能くす是れ亦た不完全なる監獄に拘禁するも妨げなしとの言ある所以あり

(以下次號)

講 話

●監獄官懇親會席上に於ける廣瀬秋田縣知事演說

諸君私は去る三月秋田縣知事を拜命しました廣瀬進一であります、知事の任を帯びまして未だ任地へも赴きせぬでありますから實際地方の監獄のことは更に存じませぬ、去りながら内閣法制局に多年奉職して居りまして唯今の監獄則及以前監獄の取調委員を命ぜられまして即ち此座に御いでになります清浦奎吾君其他の監獄熱心の諸君と監獄則の取調委員を命ぜられまして御坐りまして耳に種々聞取りましたことも御坐ります又内閣の特命を持ちまして或る地方の監獄を巡回致したことも御坐ります、其れから古い話で御坐りますが兎角監獄のことは日本の人は其だ冷淡であつたんです、即ち此座に御列席の諸君は皆當局及び熱心の方で御坐りますが社會の人は監獄のことは其だ冷淡である唯今在任の知事方には左様な人は人民を管轄致して居る所の縣令、唯今で云へば知事、其人が一年に一週も監獄を巡視せぬと云ふことでは決して監獄の改良を望むことは出来ませぬ、併ながら今日に於きましては其れ其れ監獄の改良の會が其れ其れ色々の名を設けて出来て居りますから昔のやうな冷淡では御坐りますまい、即ち今日の此會の盛かるを見て即ち全國に於て監獄の改良に熱心注意する人が多くあることをトするに足りります、其れに付きまして色々私も心に貯へて居ることも御坐りますが甚だ訥辨でもあり又喋喋のことでありますから御話し申す順序を得させぬ唯だ簡單に今日清浦君小松原君杯の御演說を承つて、心附いたこと丈を申上げることに致します

監獄の改良と云ふことは容易ならぬことでありまして色々個條も御坐りませうが其個條の中て一二茲に擧げて諸君に御相談を申したい事柄は清浦奎吾君の御演說がありまして監獄を改良致すには出獄人保護會社教誨是等の事柄は餘程緊要の事と考へます、監獄の刑の執行の目的に付きましては色々の説もありまして私の喋々を待ちませんでも諸君の御承知のふとでありますか兎に角監獄に道込んだ人である以上は其れをして彼の習慣犯罪の如き極く賤しむべき所の窃盜のやうな見込の悪いものでありまして教誨師の藥劑に依て改心を致し世間に出て再び監獄のものを食はさいやうに致します所の手段が御座ります、是等の教誨師が盡力を致して心から直して往つて再び監獄の門に足踏みをしたくない様に教誨師がどふが力を盡されたいことであります併し是れは教誨師のみを責めてはいけません、教誨師をして力を盡させるやうに致します

することが必要であつて、其れ等のことハ他日を期して諸君と御相談を申しませう、又出獄人保護會社のことが最も必要と考へます是れ等のことは別席諸君に於ては縣下に少くも出獄保護の會社を速にお設けにあつて特に財産のある有力者を成るべく御誘導にあつて即ち社會の人が監獄に注意致しますのには銘々が此會社の會員となつて而して其會社のことに盡力を致しますれば自然と監獄に眼を注ぐやうになります、世人が監獄に眼を注ぐやうになりますと自然と改良の方に赴いて來ることは自然の道理に考へますからして世人をして監獄に注意せしむるの方法は列席諸君の御盡力にあることと考へます、之を簡単に述べますれば教誨師をして教誨の功勞あらしめ、出獄人保護會社の設立にあることを深く望むのであります、私も及ばずながら熱心の積りて御座りますからして再び諸君と相會する時には充分腹稿を貯へて御話を申しします今日は突然で御座りますから心で思ふて居ることを順序を逐ふて述べることは出来ませぬ、訥辨ながら己れの意見のある所を陳述致しまして諸君と御相談を願ひました丈で御座ります

●近府縣監獄教誨師會同議席に於ける小河監獄課長演説

此の會同の御催えのあることに就ては、兼て多田君から御話しもありまして、大略は承知して居りました、が、斯くまでに遠近各地方から多數の道友諸君が御集りにありまして、斯くの如き盛會を開かるゝに至るへしとは實は私の豫想せざる所でありました、畢竟諸君の斯事業に御熱心あるの致す所で、前途の爲め實に買すべきの至りであると思ひます、斯くの如く既に斯道の先覺諸君の演説もありましたことですから、最早、私忝か何もし陳へる必要はありませぬ、且つ私の陳べやうと思つて居りました事は盡く消渾君と久米君に先を越されて仕舞ひました、併し是非一席何か教誨に對し鄙見のある所を申し陳へやうと御約束致して置きましたことですから、何も申し陳べずして済ますと云ふことは、私の良心の許さぬ所であります、依て平生、少くも心付いて居る事柄の二三を陳べて、諸君の御參考に供へやうと思ひます、

先日一ツ橋外の大學講義室で開きました彼の獄事講協會と言ひ、又内務省に於て開かれたる典獄協議會と云ひ、且つ此教誨師諸君の御會同と云ひ、斯くの如く獄事に關する色々の有益ある會合が、期せずして同時に舉行せられ、而かも何れも有力なる先輩諸氏の賛同を得、且つ非常に獄事に關する、輿論の注意を促かしたると云ふことは、我國監獄歴史の上に於て未だ曾て其例を見ざる所であります、此の現象に就て之を見まするも、獄監改良の機運は今正に十二分に成熟せりと斷言致すも、決して不可ではありますまい、機失ふへからず、此の機運を利用して共に大に盡力する所がありましたら、我々が諸君と共に冀望する所のもの必ず皆成功を期し得べきことと信じます、監獄改良の事、至難ハ即ち至難なりと雖、此の勵まし甲斐あるの時に乗じて、斯の事業に従事するは實に是れ男子の快事と申すべく、至難、毫も厭ふ所てありません、而して此至難なる事業の内にありて殊に最も至難とせるものは現に諸師が直接に従事せらるゝ所の

講話

二十五

教誨感化の方便は所謂人に依て法を説く次第にて、寛嚴剛柔、夫々諸師の方寸にあるべきことであり、併し教誨の事は勳もすれば忍容の一方に傾き嚴正なる監獄の規律と並行せざることに到るの恐があります。此點は最も諸師の注意を乞ふ所である、教誨の領地は一步も規律の版圖内を出づることは出来ぬ譯で、嚴正なる規律に囚人を服従せしむることは即ち感化上、必要の一方便であると思ひます、忍容固より可なり、併し抑ゆへきは飽くまで抑へ、懲らしめきは飽くまで懲らしめ、所謂降魔の利劍を揮て時として痛く懲戒を試みらるゝこと亦必要であると考へます、西洋諸國に於ては一時、教誨師の治獄に對する勢力の非常に盛んであつた結果、忍容に流れ寛大に失し、爲めに嚴正なる懲戒規律を壞亂するに至り、其反動として現今は再び懲戒に傾き過ぎるやうなる有様になりました、兎角物事は反動の結果として極端より極端に移り易きものでありますから、殊に今日此の改良の時機に際したる時に於きましては、成るべく實着を旨とし中正を過まらず、西洋の轍に鑑みる所あることが必要であると思ひます、

教誨は宗教的でなければならぬ、故に教誨師も亦た宗教家であつなければならぬと云ふことは勿論のことである、又一監獄に色々の宗旨を混用すると云ふが如きことは甚だ不都合のことである、縱し一の宗旨に限りまして、信仰の自由を奪ふと云ふが如き嫌ひは決してない筈である、是等の事は既に昨日の演説にて悉くされたやうであります、尙ほ私の著述致した監獄法講義邦の内にも精はしく論じて置きましたから、御一讀あらんことを願ひます、

ある、故に教誨師の位置は其職務の性質上監獄官吏の中に於て最も高地位を占めねばならぬ筈であると云ふことと疑ひもなきことであります、泰西諸國に於ける教誨師の位置は殆んど典獄と同格であるを寧ろ典獄と雖も其席を譲つて、教誨師を尊崇するの實況であると云ふこと、曾て私が故セーパツハ獄務顧問あざより親しく聞いたことであります、是は教誨宗教其物の性質上、ドーしてもツゝなくてはならぬ筈のものである、所謂王侯も臣とせざるもの即ち教誨師の本分と申うさねばなりません、高等官とか判任官とか云ふ如き世間的人爵を以て輕重し得らるゝべき筈のものではありません、教誨師を以て判任待遇と定められたるは、官衙の格式上、止むを得ざる必要ありたるが爲めてありまして、決して之を以て教誨師の職位を定めたことと譯でござるまいと私は信じます、此待遇と申うす二字には最も深き意味のあることで、判任とキツパリ定めたに増して教誨師を尊崇せんが爲めの處置であらうと私は考へます、故に他の普通に所謂判任待遇とは大に其精神を異にする譯であります、然るに或教誨師の如きは待遇の二字あるを嫌つて、之を取除けんことを希望せらるゝ向もあるやに聞きました、私から見れば斯くの如き希望を抱く人之反て自ら大に其位置を卑むるものではあるまいかと考へます兎に角高等官だとか判任官だとか、こんな世俗的のことを彼れ此れ言はるゝは教誨の本分に對して大に耻づべきことである、格式が誰れの下にあらうが又誰れの上みにあらうがろんな些々たることに顧着せらるゝ譯はない、教誨師の光は徳に由て輝き、位置の高低俸給の多寡、是等の事は固より教誨師の光に毫も關係の無いことである、諸師にして若し誠意熱

心、其の神聖なる天職を全ふすることを務められなば、其位置は求めずして必ず高貴なるを得べきことである。確信致します、

罪因感化の要は目数にあると云ふことは私の持論である、所謂目學問を以て導くと云ふことか教誨の必要方便である。私は考へます、故に其口舌を巧みからしむるよりも又其度數を多からしむるより先づ第一に其徳容を装ふ否重からしむると云ふことが最も必要で、之れに逢へば如何なる兇漢も自づと蠢然として化する。云ふやうな観梅に、其徳容を重からしむることか必要條件であります、併し此事たる今注文をしたからと云つて直ぐ實行せらるゝとも出来能ふへからざる事ではありますけれども、少くも躬行實踐、常に其身を以て宗教道徳の生本尊たるの御覺悟がなければならぬことゝ存じます、私が地方杯を巡回して能く見ることで又私かに慨嘆することでありますが、立派なる僧侶の肩書を持つて居る方て、洋服を着けて教誨せらるゝと云ふが如きことは、如何にも其佛身の莊嚴を穢がす、不都合なる次第である。信します、私の考へては僧侶であらるゝ以上は成るべく法衣を着け珠數を持たるゝやうに注意ありたきものである、又諸師は其徳容を保たるゝと共に教誨堂の莊嚴を保つことを務めらるゝことも亦た必要である、教誨堂を以て鑿劍道具や素品製品などの置場に充つるか如きは甚た不躰裁且つ不都合の次第と申うさなければなりません、教誨堂の神聖を保つと云ふことは實に諸師の責任である、此責任を以て諸師は飽くまで其不都合なることを當局者に訴へられんことを希望致します、教誨に對しては尙ほ申し述べたき希望も種々あり、

蒼海一滴

ことであるから、是非參會も致され度き考てありましたが、御承知の通り平生極めて繁劇なる職務の上に、地方長官の會議等にて、寸暇なく遺憾ながら來會致して親しく諸師に見ゆることが出来ませぬ、依つて私より宜しく其旨を諸師に告げ且つ諸師が斯くまで熱心に、斯の事業に尽くさるゝの勞を謝し併せて諸師の健康を祈るの旨を代つて御傳へ申うして呉れと云ふことであります、

此の欄は我が清浦奎堂先生が歐洲巡遊中に於て調査せられたる警察監獄に關する諸般有益の事項をは連綴するか爲めに之を設けたるものなりとす、而して其の事項は總へて先生が英、佛、獨逸、奧、土、利、白、耳、義等歐洲各國到る所の有名なる専門家に就て親しく諮問せられたる所のもの或は其の躬ら視察せられたる所のもの又は之れに對する先生の意見を述作せられたる所のもの若くは其の談話を筆記したる所のもの等にして或ハ警察に關し或ハ監獄に係り縱横採擷、所謂隨て得れば隨て記するものあるか故に固より彼の類目を分列して秩序的に排纂するものとは同しからざるべきは勿論なり是は讀者の豫め諒知するあらんことを望む所なり、要するに先生の精を取ることも多くして意を注ぐこと詳密且偽遠なる本欄掲ぐる所のものを一讀

して其一班を知るを得へし、誠に是れ青箱鏡中の物、句句皆以て斯道の要畧となすに足る今や世人殊に予輩斯道に従事する所の者其の片玉を得るも牽して拱壁と爲さるは莫きの時に當り本會幸に斯る貴重の賜を受け且つ特に之を本誌に掲げて廣く讀者に割愛するの許可を得たるは實に本會無上の光榮とする所あり而して其の惠に浴する者豈獨本會のみならんや

警察監獄學會記者識

○白耳義國獄制に關する取調事項

○分房に於て執行する刑の減期に關する法律(千八百七十年三月四日)

單條 徒刑、禁獄、懲役及禁錮に處せられたる囚徒は監獄の狀況にして之を許す以上は分離の制に従はしむ

此場合に於ては裁判所に於て宣告したる刑期を左の割合に依り減縮す

初年は 十二分の三

二、三、四、五年は十二分の四

六、七、八、九年は十二分の五

十、十一、十二年は十二分の六

十三、十四年は十二分の七

減縮は刑期の日數に依り計算す、初期の一月月并に減縮して全一日に達せざるものは亦計算せず

一年の一部分に涉る刑期の減縮は其部分の跨る年に付定めある割合に従て計算す

引續き若くは中斷して分房制に属せられたる囚人と雖とも其減縮は同一とす但し減縮は單に分房に在る期限のみに及ぶものとす

終身徒刑若くは終身禁獄の囚徒は其監禁の初期十年間より長く強て分房に入れらるゝとを得す

○千八百八十九年七月二十日の改正法案

第一條 分離制に従ふ刑期に關する千八百七十年三月四日の法律を以て徒刑、禁獄、懲役若くは禁錮に處せられたる者に適用せる刑期の短縮法は之を廢止す

千八百八十八年五月三十一日の假出獄に關する法律第一條第二條及第四條に掲ぐる期限の計算に付ては右囚徒は尙ほ其利益を享有すへし

第二條 徒刑、禁獄、懲役及禁錮に處せられたる者は分離制に従はしむ但し分房監禁は第三條に豫定せる例外を除くの外は五年を超ゆるとを得す

第三條 政府は例外と認めらるゝ場合に於ては或る囚徒をして分房制に従はしめず若くは其刑期の一部分のみ之に従はしむることを決定するを得又或る囚徒の分房監禁を五年以上に延長するを得

但右期限經過前囚人に於て重罪若くは輕罪を犯したることを裁判宣告に依り確定せられたるときは此重罪

若くは輕罪を犯したる時に於て仮出獄は中止せられたるものと看做すへし

第五條 司法大臣は追訴を行ひたる検事局及當該検事長並に監獄典獄及事務監督委員の意見を聞きたる後
仮出獄を命ず

司法大臣は仮出獄者所在地の裁判所検事及町村廳の意見を聞きたる上仮出獄を中止すへし
中止狀に依り仮出獄者を入監せしめ殘刑期を終らしむ

第六條 仮出獄者所在地の裁判所検事は其仮拘當を命ずるを得此場合に於ては其旨を直に司法大臣に上
申すへし司法大臣は仮出獄の中止を命ずへきや否を決す、此場合に於て其中止の効力は拘留の日まで遡
るものとす

第七條 仮出獄者は其假出獄狀の中止亦きも刑の期滿免除を得ず

刑の期滿免除は本法第四條第一項の場合にあらざれば之を要求するを得ず

第八條 假出獄の書式、仮出獄を許すへき條件並に仮出獄者の監督方法は勅令を以て之を定む

第九條 裁判所は一個若くは數個の刑を申渡すに當り其本刑若くは附加刑又は本刑及附加刑の俱發に付執
行すへき禁錮六ヶ月以上に出てす且つ本人に於て重罪若くは輕罪の前科亦きときは其宣告の日より起算
して一定の斯限を定め其裁判の執行を停止するとを命ずるを得、其期限は五年を超ゆることを得ず
若し此期限間に犯者に於て重罪若くは輕罪の爲め更に裁判を受けるときは右の裁判は申渡されざるも

第十條 本法の執行に付毎年議會に報告すへし

○ 刑律中に假出獄及假裁判の制を設ける法律(千八百八

十八年五月卅一日)

第一條 自由剝奪を來すへき一個若くは數個の本刑又は附加刑に處せられたる囚徒にして刑期三分の一を
經過し在監すること三ヶ月以上に渉るものは假出獄を許さるゝことを得

法定上の再犯者あるときは從來在監の期限は六ヶ月以上にして且つ刑期三分の二に相當するを要す
終身刑の囚徒は在監十年以上に及ぶか若くは法定上の再犯者ある時は十四年以上に及ぶにあらざれば假
出獄を許すゝを得ず

第二條 分房に監禁せられたる者に在りては法律を以て定めたる刑期の減縮も亦其經過の期限計算の割合
に及ぶものとす但し三ヶ月若くは六ヶ月監禁の期限には及ばざるへし

第三條 不品行若くは假出獄狀に掲ぐる條件の違犯ありたるときは何時たりとも假出獄を中止せらるゝこ
とを得

第四條 假出獄を許されたる日より起算して在監すへき刑期の二倍を経過し中止の命なき囚人は終結の放
免を得るものとす

左に掲ぐるものは清浦奎堂先生か會て獄事談話會に於て演說せられたるものなり、藝に本誌に掲げしものありと雖其の大意に過ぎざりしを以て今回此の速記法に依り筆記せしものを再掲することゝせり事重復に渉るの嫌あるも、此の如き有益の談話にして首尾貫通せざらんことを恐れ、茲に之を録す、讀者乞ふ了せよ

●何ぞ天然の園圃を整修せざる

編者識

清浦奎吾君 演說

私は本會の發起諸君から今日監獄に關する所の事柄を諸君に對して講話する様に云ふ榮譽を與へられましたことは喜ぶことで御坐ります、私は田舎者の江戸見物同様ながらも歐羅巴を駆けずり廻はつて此頃歸つた身體でありませうから監獄に付ては何にか珍らしい土産咄でもあるてあらふと期せらるゝ諸君もあらふと思ひます、私は旅行するに付て最も必要なる所の良き耳と良き眼と良き口と此三つの者を備へませぬ、爲に好い土産を持ち來り買出し來りて諸君の御土産に進呈する事の出來をかつたことは甚だ遺憾に存じます、中には少し買出して來たものもありませうけれども我邦の經濟の度や我邦の人民の度合如何にも拘はらず高尚の議論を述べ新奇の辨を弄して万一の喝采を博せんと欲するか如きは私に於て忍びませぬから私は先づ我國に於て眞に行はねばならぬ又之を行はんと欲するも左程難しいことではないと云ふ事柄を今日御話致す積りであるからして或は御話する事か平々凡々て古錦を備ひよりヤブイ事かも知れませぬ又私か御話を押立て監獄改良の鼓を鳴らして以て監獄の改良を希望する一人である其監獄改良を希望する所以のものは徒らに監獄といふものは其國の文明なるか或は其國の未開なるか此二つのものを判別するの測量器械である云ふ言葉に付て徒らに國の富の度にも拘はらずして文明を假裝ふと云ふ趣意から出たものでもない又囚徒の取扱を寛にし或は其給養を手厚くして慈善心の快樂を買ふ積りでもない私は國家は國家當然の義務として國法執行の精神を貫く爲には監獄改良の目的を達する次の義務は何處までも尽さねばならぬと云ふ精神から御話する積りてあります

今日歐米各國杯に於きまして或は時々萬國監獄會議杯を起、各國各々其委員を派遣して相會同せしめて審議改良を計り又官民を以て組織したる監獄協會其他の機關を設けて以て致々として獄務の改良を圖る所以のものゝ之れを決して學者の道樂にすることでない又政務家の好事ですることでもない畢竟必要已むを得ざる所のものが其處にあるからのことで御坐ります、彼の傳染病の流行する時に當ては官民共に心を一にし連合軍團の力を以て豫防消毒に従事し何處までも傳染病といふ惡魔を退治することを勉めず其勇氣は實にケナゲテ振舞て御坐りまして其効を奏する點に至ては賞讃するに躊躇致しませぬ犯罪は何てありませう矢張一種の傳染病、一種の遺傳症のものである、此傳染病、遺傳質の犯罪と云ふものが傳播して來ましたならば我々か共同生存する所の此社會と云ふものは其毒氣の爲に覆はれ我々の生命財産と云ふものは其安固を保つといふことは甚だ難い次第であらふと思ひます、葡萄を植えた所の其庭は成るべく空氣の流

通を好くして虫の湧かないやうにと云ふことを勉むるではありませぬか、林檎を植ゑた園は虫か湧けば之を撲滅することを勉めて怠らんではありませぬか、人は世界と云ふ天然の畑に出来た所の眞物である其葉物には成るべく虫の湧かぬやうに又湧いた虫は之を撲滅することを勉めざるは之はチト困苦しい言葉のやうに御坐りますが嗚呼是何意をやと云はなければならぬことで御坐ります、國家が健全なる所の生活を保つ所以のものは何でありませう即ち善良なる所の性質活潑なる所の精神艱苦に堪へて善く勉勵する所の体力を備へたる所の人民が充ち満ちて居るからのことであります

私か歐洲を廻りました時に獨逸國の北部杯を廻つて參りました隨分アスコ等であつて見れば土地も瘠せて居れり氣候も中々我邦のやうに温和てありません、然るに人民の働き即ち人力を以て天然の不幸に打勝つて而して生産の力を進め國を富強の域に進めて居ると云ふ所以のもの抑々之何てありませう即ち今云ふ如く善良なる所の性質活潑なる所の精神艱難に堪ふる所の体力を人民が持つて居るからでありませう犯罪人といふ者即ち今申す所の善良の精神活潑の性質艱難に能く堪ふる所の体力を備へない都て此三つの者に反して居る所の人間であります此犯罪人が多く殖へてさうして此社會の害を爲すやうなりましたならん……決して此一國の血液の充分循環して健康の身体を保つこと出来まいと思ひます若しさうなつて見れば國が減ふる丈の事である國の減ふると云ふは余り極端の事か知りませんか若し生きて居つた所か勞症病みの痛みボーケであつて生きて居つても死んで居ると全様である我々の生きて死んで居る様な國の人民では誠に固まると思ひます、して見ますれば此犯罪の事……

良を圖るといふもの、犯り獄務當局者の任でない其他の社會の人民に於きましても又間接の責任ありと云ふことを云ひなければならぬ、是れまで世間の人士が監獄の事を度外視すると云ふのは即ち此監獄の改良の充分ならざる所以であります又監獄と御引合になる尤も必要なる所の出獄人保護會社と云ふものが盛んに起らぬ所以のものは是れも世間の人士が監獄に冷淡なる所以であります、監獄のことの學者か善いやうに論ずる、獄務のことの獄務者か善いやうに改良して行きたらうと學者任せにして置けば宜しいと云ふやうに世間の人が余り眼を着け、身を入れぬの余り無頓着過る話でなからうかと私の信じます我々の監獄の費用を負担しなければならぬ所の人民である又我々の監獄制度の改良上に付ての喙を容る權もある人民であるから監獄のことの凡そ其一通りの知らなければならぬ又我々の同胞を拘禁して之を矯正するの場所であつて見れば其取扱は甘つ足るいとか或は辛ら過るとか云ふことを承知して之に處する所の考かかければならぬと思ひます、私の官民が力を協せて傳染病といふ惡疫を退治する勇氣がある如く此犯罪といふ傳染病、遺傳症にも協同一致して充分盡す所かあるなら、此惡魔を我々が共同生存する所の社會より逐出して而して此天然の畑と云ふものを清潔にすること、迎ふ出来ないと思ひます……今日の善い日であるから監獄の話杯の御退屈て寧ろ櫻を見た方が善いかも知れませんが暫く御辛抱して御聞きを願ひます

我邦近年獄事の改良を圖りましたか爲に段々此事も進んで參りまして即ち其改良の此獄務官の練習所を設けたり或は監獄巡閱官、監獄評議委員杯を設けまして大分近來の改良に力を盡されましたから之を往年封

建時代の監獄に比して見ますれば其面目を一新したに相違御座りませぬ併ながら願まして又之を歐洲開明國の監獄の情況に比して見ますれば未だ完全の域に達せぬ所でないくまだ極く幼稚であつて監獄といふよりも犯罪人の協同整場と云つた方が名か其れに適して居るやうな監獄で御座ります、其監獄則の規定する所に依れば犯罪の種類に依りて區別しなければならぬとか初犯者と再犯者は區別しなければならぬとか或は丁年者と未丁年者とは區別しなければならぬとか其れそれ監房を別異しなければならぬ制度にあつて居りますすけれ其實際施行の有様縣々府廳所在の大監獄と雖も中に此目的を達する事出来ぬものもあります、其他の監獄に於ては漸く男囚女囚位を區別する有様で御座ります……尤も是れ私の歐羅巴に往く以前のことでありまして其後改良したかも知れませぬが私が以前實地見ました其有様で、監獄は恰かも地方税を以て、職業傳習の爲めに設けられたる教授所であるといふも決して誣言でないと思ひます、定めて今日もさうであらうと思ひます、即ち刑事統計表に依るに明治二十年の入監數は十三万八千四百六十二人で御座ります各監獄在監人現在數は六万四千十四人で御座ります又明治二十三年中に出獄囚人再犯以上者三万九千九百九十五人と見へて居ります併し先刻小松原君の話では五割四分とか申された様で御座ります之は小松原君の申されたことと確であらうと思ひますから其位に再犯者の數があると思ひますが此の如く再犯者の數の多いといふもの畢竟犯罪を醸し出す所の社會的原因か其主であると思ひますう好し犯罪を養成する所の社會的原因か他に在るにもせよ抑々彼の入監中に職業傳習の結果と云ひければあらぬものと思ひます私の現監獄を改良して文明を振興する事と云ひます

て何にも外國人の御宴合に百尺竿頭に一歩を進めて之をすることゝなからうと思ひます、併ながら物の理窟が有りての参りませぬ、已に一方に對等條約……對等條約と云へば妙言言葉でありませすか世間で云ひますから面白くおき名でありませすが……此對等條約をしたといふ云ふ者もあつて而し監獄の有様を見て見れば監獄と云ふより犯罪人共同整場といふやうな有様であつて見れば……斯ふ云ふ監獄に入るのいやだといふ考あらば向ふの勝手に向ふから斯ふ云ふ國に来て罪を犯さなければ善ひでないか已れの所に來て罪を犯した以上己れの監獄に這入て居れと云ふ事を云ひ得るでありませうか、今云ふ通り物の理窟ばかりでない其点に付ては多少監獄の改良を加へて往かねばならぬ己に四五年前條約改正の起つた時に隨分立派な先生で御座りましたが其先生が條約改正の爲に監獄を立派にしなければならぬと云ふこともあるがその監獄もさう立派にすることゝ出来ぬから外國人丈を別段の監獄に入れて別段の取扱をすれば善ひじやないか衣食住の平素の關係も違ふから別の監獄に入れたら善ひと、云ふたが……之は隨分立派な先生が云つたことであるか私に現に同じ國法の下に立て同じ國法に服従するものでありながら色が白く眼色が違ふから之を特別にすることゝ出来得るならば或は伯爵正何位何の某も別にしなければならぬ、又此頃大坂役者の鴈次郎が牢に這入つたから特別の待遇をしろ新駒屋福助が牢に這入つたから之れも色の白い方で別にしろと云ふことであると隨分困る譯で平素贅澤の者か牢に這入つた時特別の取扱をして善いと云ふことゝ之の實に駁撃するにも足らぬやらさとして御座りますすけれども隨分立派な先生でござん

間違つたことを云つたことあるのを私に承知して居るからして條約を改正して外國人を我監獄に打込むには逆も今日の監獄で不十分で之に入るれば不承知を云ふから……別にすれば善いが之の法律が決して許さないそんな譯に決して往かないからして文明を装ふ爲に外國人の御突合の爲に監獄の改良をしやうと云ふことはいいか對等條約をしやうと云ふ考があるからいふと監獄を立派にしなければならぬだらうと私に思ふ

(未完)

海外通信

●限北生「クローチ」典獄に面會す

前略毎々の御催促、敢て等閑に付すると云ふ譯に無之候得共何分監獄の事ハ小弟専攻の學問と直接の關係無之故從て見聞も狭く是れと申ふし御報道すべき好材料をも見出し難く……思ひ乍ら御高瞻に背き候段御推想祈る所に候然し兼て御咄も承り居候事故折もあらぬ當地の監獄を一覽し且つ有名なるクローチ典獄にも面會仕度と存し居候處此程學兄より貴省御備監獄教師の計音、肖像、略傳起吊文等を掲載せられたる監獄雜誌御回送を受け候に付之を以て悔み旁々彼の教師が如何に我が帝國の監獄事業の爲めに力を盡くしたるか又如如何に政府及當局者より款待せられたるか又如如何に其不幸を惜み且つ嘆かれたるかを盡が爲めに本月七日始めてクローチ氏を「モアベット」にある同氏の官宅に訪問致候折善く午後休憩の時間にて

を謝せられ申候右の挨拶一通より相済み假後雜誌中尙ほ教師に關するの記事に就き其大要を講述候處同氏に且つ悲み且つ喜びつゝ始終謹聴致し居り終りに願ひく此有益なる雜誌を一部自分にも寄贈せらるへきやう本國へ紹介致し呉れよとの依頼に有之且つ分りもせぬ右の雜誌をバ開きて閉ぢ閉ぢて開き如何にも懇々として手離し兼ねるやう相見へ候に付き此雜誌の閣下に進呈する積りにて持参したるものなりと申候處非常に喜ばれ尙ほ何れセーパツハに關するの記事の悉く獨逸文に翻譯せしめて永く保存し且つ廣く知人にも示す積りなりと申ふされ候に付き教師に關するの記事へは凡べて注意線を引き置き申候尙ほ右の教師及其親族殊に老母の事に就き種々談話有之見ず知らぬ人の事ながらも言々凡へて九腸を絶たるの想ひを少し實に惜しき人を失ひたるかなと我れ知らず手巾を濡はし申候鬼に角老典獄の談話に由て之を見れば同氏の彼の教師を非常な寵信し居りたるものと相見へ候學兄の御心中亦た左こそと御推察申上候中略貴國にて再び後任者をバ備聘せらるゝの都合なりやと尋ねられたり是れ如何の御都合にや又此程當地に來遊せられたる清浦君の噂も出で申候一面の識、未だ以て何とも品評致し難く候得共流石の監獄社會にて赫々の盛名ある人丈けありて一目、其世故に馴れたる有徳博識の君子たるを知るべく年齢と言ひ風采と言ひ語調と言ひ舉動と言ひ是でこそ幾多惡漢無賴の徒を感化して社會有用の眞人間に醸正せしむることを得へしと信せられ候思はず話に身が入り長座致し候に付き再訪を期し監獄も見ずに匆匆歸途に就き申候トヲヤラ小弟も監獄宗に化せられたるやう覺へ候御一笑々々尙監獄學會雜誌ハ毎號でなくては折々

海外通信

口一 子氏へ御寄贈相成度候

「シローチ」氏談話の内に監獄の事も當局者の勿論社會一般に色々どヤカマゑく騒ぎ廻れどもヤカマしく言ふ割合にハ進歩の効能が見へぬやうにて困つたものだ、諺にも「多く叫ぶものハ思慮少し」*Viel Geschrei, und wenig G. welle*と言ふが如く監獄の事亦た大に之れに似たるものあり云々と果して然るや否我々素人には相分り不申候得共御參考までに申述候

監獄は刑法の入れ物なり故に其品物即ち刑法の物質なり又は分量なりに應じて相當の格好に之を作らざるべからず然るに今の監獄。(獨り我が獨逸のみならず何れの國に於ても)は其入るゝ所の品物を見ずして作りたるものなるが故に恰かも紙製の箱へ水の如き流動物を入れ石の如き固形物を硝子鉢の中へ入ると一般なるの不都合あるのみならずマルで寸尺が違つて押し込むことも出来ぬと云ふやうなる實況である即ち今の監獄は死刑とか休刑とか追放とか罰金とかの刑を極めるまでの間罪人を留置する所として設けたるものであつたものを近世自由刑と云ふ新刑が出来て之を監獄で執行することにあつても其舊來の儘で依然襲用しつゝあるものなるに由り丁度成人にあつても小供の時の着物を共儘、用ゆるが如く唯だ不体裁計りであり、かく實際、着ることが出来ぬのである是れ今日に於て監獄改良論の止むべからざる所以にして實に刑法が無鉄砲であつたのだ云々は等奇警の言、是れ亦老典獄に由て聞くことを得申候

社會學の根本的性質を社會科學として研究し有志者か慈善的事業として之れに奔走するものたるべきことを主張してゐる。然るに、社會學が社會科學である以上、社會學の大體は社會科學の一分科として之を研究し有志者か慈善的事業として之れに奔走するものたるべきことを主張してゐる。

ヤイグマソ、デスカム、プロホルツ、エンドル、プロベル、チロ、エベル、チロ、レーデル、シワルツ、エー、ワール
ベルヒ。等諸氏の如きあり何れも皆監獄の事に熱心且つ堪能ならざるいなし、現に又大學に於ける刑法受
持の教授の如きハ盡く皆其講義の中に監獄の事をバ科學的に之を説述せり之を要するに近世我獨逸に於け
る所の監獄事業ハ實に其根底を深遠なる學叢の裡に置くと云も可なり云々(中略)餘ハ後便に譲る勿々敬具

三月十日

伯林に於て

限 北 生

三月十日

伯林に於て

限
北
生

岳洋畏兄國丈

是れ固より監獄に素人たる某學友より寄せられたる所の私信にして大に以て讀者を益するに足らざることを勿論なりと雖事々皆先師「セーパツハ」先生及び予輩が敬慕する所の「クローチ」老學典獄のことに係り一讀人意を快にするものあり其間また斯道に裨補するものなしとせんや

岳洋識

雜錄

● 假出獄に就て

仮出獄の行刑政略上の要件にして活用其宜しきを得

るに於てハ大に以て懲戒感化の効を顯著ならしむるを得べし、然れども亦た其効の著るしきものある代り動もすれば輒ち害用の弊を生じ易すく其結果、行政權を以て司法權を犯し神聖なる刑の威信を毀傷するに至る、當局者たるもの須らく慎重の注意を以て

之を執行せすんばあるべからず、假出獄に關する我刑法の規定に由れば重罪輕罪の刑に處せられたるもの獄則を遵守し悔改の狀ある時は刑期四分の三を経過するの後行政處分を以て仮に出獄を許す(刑法第五十三條)とあるを以て其罪質、犯情、履歴、刑期、出獄後生活の見込等の如きは表面、之を不問に付するも可なるべしとの見解を懷くものもありとのことなれども其筋に於て十分、是等の諸點に就き審査を遂ぐるの方針なりと云へり、故に例へば所謂慣習的犯罪者の如き又ハ十數以上の數罪俱發を以て處分せられた者の如き過去の履歴に於て非常に忌むべく惡むべき汚行あるが如き者、出獄後、誠實堅固なる生活をかし得べしと認め難き所の者等に對して縦令ひ獄則を遵守し悔改の狀ある者なりと雖も此一二條件を具備したるのみにて未だ以て假出獄を許すに至

らるゝ所の上申書の如きに成るべく前に掲げたる諸般の關係を詳悉せらるゝこと必要なりと思へる、予輩は望む之を施すことの客ならざるを然れども亦た濫に失するが如きことなきを、聞く所に據れば獨逸等に於ける假出獄施行の數は其割合我國に於けるものより多きを見るこのことかれども其停止處分の割合は反て遙かに我國よりも少きと是れ蓋し特別監視執行法の如何にも由るとあるべしと雖も其重なる原因は全く假出獄を行ふの際に於ける審査法の精粗如何に由るべきこと勿論なり、停止處分の多きは獨り當局者の不面目のみに非らず假出獄其もの、休面を傷け引いて刑罰の威信を汚がすものと謂ふべきなり

●典獄服制論の再然(大言ヲ授)

制の定めあるは即ち是の故なり、典獄は監獄の頭腦たるを知らずや、典獄は戒護の總督たるを知らずや常に自ら頭頭に臨み將校を指揮して平和の公敵と戦ふの重職を負ふ者たるを知らざるや、知るや知らずや天下の一寒生、(前號に非服制論を寄せたる論者)生の迷ひは實に典獄は醫なるの奇説を固信するに由る換言すれば生は未だ典獄の何者たるを知らざるなり生よ若し此事に就て尙ほ容喙せんと欲する所あり其前に於て先づ少しく監獄學を研究せよ、少くも岳洋先生所著の獄務提要ありとも一讀せよ、今の典獄に一人として亦た彼の嚴様然として奥まりたる一室に安座ましくて乃公の事足れりと澄まし込んで居るが如き者非ざるなり(若し一寒生をして典獄たらしむるが如きことなき以上ハ)獨り自ら好い子とならんと欲するが如き臆病者横着者なれば格別、

に接して懲戒規律を勵行するの術に當る職務を充たさんと欲する者なる以上ハ豫めまた其身を護するに足るべき相當の準備あるを要す否な相當の準備ありしむべきハ當然あり生ハ曰く秩序整然紀律嚴然たる監獄に在つては典獄の身邊に對し兇器を擬するが如き者あらざるべしと然り將來、若し典獄の服制も出來、指揮命令の秩序及紀律、整然儼然として確立したる以上はまた典獄の身邊に對し兇器を擬せんと欲する者なきは勿論實に指をだも典獄にさすが如き者かきに至るべし然れども生よ！從來我國に於て典獄の襲撃に遭ひたるものなきの事實を以て秩序整然紀律儼然の結果と速了する勿れ予は實に之を斷言するを憚る、然れども遺憾ながら予は今日まで幸にして典獄に不幸のことばかりしは典獄が十分、其職任を盡さざりしか爲めなりと認めざるを得ず言ひ換ゆれ

バ從來は兎角「天下の一寒生」の如き嚴格的典獄（寒生をして若し典獄たらしめばと云ふの意なり）ありて成るべく囚徒に直接せざるを以て典獄の威嚴を全ふするものなりと誤解し自ら懲罰し訓戒し督勵する等要するに囚徒の機嫌を傷ふことひすべて之を避け居りたるが爲めに從つて囚徒の怨みを受くるが如きことなかりしを以てあり又生は故セーパツハ氏の意見を引いて彼れ此れ言ふと雖も氣の毒ながら氏は實に熱心なる典獄の服制を可とするの論者なりしかり氏曾つて言へることあり曰く今、日本に於て左まで強く典獄服制の必要を感せざる所以のものは監獄紀律の未だ整備せざるが爲めなるべしと雖も（即ち身邊の境遇、すべて不紀律あるが故に獨り典獄が紀律的の衣服を着せざるも格別目に立たしすと云ふの意なり）紀律、整備せざれば整備せざるに從つて益々服制の必要あるを見るの理なりと生は直に其の理を

若し同監獄に出入する辦當の選ひ人さへ身の毛の慄立つ計りありとぞア、明治の聖代に「パスチャー」の獄屋も甞ならざる斯くも恐ろしき監獄あらんとは思ひも寄らざる事共なり云々

ア、明治の聖代に苟くも社會の耳目を以て自ら居る所の新聞記者にして斯る淺幕ある誣妄の記事を公けにして憚らざるものあらんとは實に思ひも寄らざる事共なりと謂はざるを得ず然れども予輩は社會が斯くの如き記事を見て一讀誣妄取るに足らずと云ふもの、極めて少數あるべきを信す何んぞかれは社會の多くは未だ監獄の何物たるや又實際の狀況如何なるやを詳悉せざるを以てなり是を以て見るも予輩は監獄の知識を以て之を限局せる範圍内に止めずして廣く社會一般に普及せしむるの最も必要あるを知る予輩は信す監獄當局者は斯る淺幕ある誣妄の記事に

いて熟考する所ありて可なり

● 誣妄の記事新聞紙上へ現はる (大坂監獄)

本月廿二日發行の大坂自由新聞ハ吾人に報道するに左の誣妄極まるの一怪事を以てせり

虐待事件を以て有名なる某監獄に於てハ看守長を始め看守押丁等に至る迄頗る横柄にして已決未決を論せず在監人を見る事恰も牛馬の如く彼れ等か四人の氏名を呼ひたるとき「ヘイ」と答へずして「ハイ」と答ふれば官吏に對して無禮かりとて引縛よりある上洋刀又ハ棍棒を以て毆打し其上蹈にて蹴散らすなど乱暴狼藉至らざるなく果は微傷を負ふ者もあり云々或は隣監と少しにても談話を爲したる時あんどハ之を虐待すること同様にて甚しき

寧ろ某監獄か此記事の爲めに反つて大に其の週四紀律を嚴肅にし治獄の休面を保ち斯の事業の改良を計ることに汲々たる事跡をは表明せられたるを祝せずんばあらざるなり

然れども

予輩は此一事を以て新聞の記事必すしも凡へて信を置くに足らずとは斷言せざるなり事と品とに依りては大に重きを新聞の記事に置き縱令盡く之を信せざるまでも大に當局者に向て反省を請ふこともあるべきなり彼の新聞に由て傳はられたる囚徒換玉の怪事は遺憾ながら事實全く之れありしことなりと謂ふに非らずや新聞の記事なりとて決して輕々に之を看過すへからざるなり

●監獄の執務時間

東 陸 邊 人

午前九時出頭午後三時退出とは従前一般の規定ありしか漸々世事の繁雜となるに従て六時間の執務時間近來増して七時間とされり然れども監獄の如き他に比類なき繁雜の事務を處辨するには七時間も尙不足ありと謂ふへし冀くは今一時間増して八時間の執務と公然規定せられたし人或は規定は七時間にてても爲めに退出時限來れば是非とも退出すへしと強制するにあらず用事了らされは時限後まで執務して可なり何る特に監獄に對してのみ執務時間の増加を規定するを要せんやと是も一應の最なる言分なり然れども他の官廳に在ては用事の都合に由り退出の遅刻するともあるへし又早出するともあるへしさりから用事次第にて随分規定通の時間にて昇降する場合もあ

事濟むとあらざるなり殊に土曜日の半休暇の如きは全く有名無實なりと謂ふへし冀くは監獄に於ては土曜日と平日とを問はず執務時間を八時間（春夏秋冬の區別なく八時より四時迄とす）と規定せられたし尋て深く希望する一事あり此の如き繁雜多端の勤務に服する監獄官吏なれば他と平衡を得んか爲めにも必ず官舎を無料にて貸與し若し官舎乏しければ宅料を別に給與すると定められたし是れ獄事改良の爲め熱望する所あり



統 計

明治廿五年四月々末

全國在監人員

大 京 道 海 北 笠 東 警	府 縣	集 計						總 計
		道 北	分 南	分 南	分 南	分 南	分 南	
大 阪	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
京 都	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
道 海	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
北 海	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
笠 原	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
東 京	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
警 視	府	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
合 計								二二〇三九

神 奈 川	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
兵 庫	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
長 崎	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
新 潟	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
埼 玉	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
群 馬	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
千 葉	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
茨 城	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
栃 木	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
奈 良	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
三 重	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
愛 知	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
靜 岡	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
山 梨	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
滋 賀	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
岐 阜	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九	二二〇三九
合 計									

統計

長野	宮城	福嶋	岩手	青森	山形	秋田	石井	福川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口
一、一八三	八〇一	一、二一六	四、五九	三、九一	七、一六	六、三三	四、三〇	四、三〇	四、七七	七、八七	九、五〇	一、九〇九	一、八六八	九、五五
四、四八	三、五六	二、一〇	一、三二	二、六一	七、一	一、九一	四、九	一、一七	一、五七	一、二二	一、一五	二、九	二、八六	一、四
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一〇	二五	七	二	七	二	二	二七	四	三	二	一〇	四	一〇
九	一	八	五	一〇	六	四	四	六	三	五	二	五	一七	五
一、六六	一、一八三	一、三六〇	六、〇三	六、七三	八、〇〇	八、三〇	四、八八	五、八六	六、四四	九、二六	一、〇七五	二、二二〇	二、二二〇	一、五五
德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒	沖繩	東	宮	集	集	集
一、七六三	一、六〇九	一、三三七	一、一六七	一、五二九	九、六一	四、七一	八、六九	四、八七	一、七三	一、二〇八	五、九三	二、六二八	二、六二八	二、六二八
一六二	二八六	二〇三	二九一	三九〇	一一二	八三	二〇四	七九	七	一	一	一	一	一
七	六	四	二	七	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一
一一	二一	九	二〇	一三	三	一〇	一〇	一七	一	一	一	一	一	一
一、九五六	一、九三八	一、五四七	一、四九〇	一、九四六	一、〇八三	五、六五	一、一三一	五、七二	一、一	一、二〇八	五、九三	一、六二八	一、六二八	一、六二八

五十

●獨逸國諸聯邦監獄官吏の俸給

東 隣 邊 人

モアビートの典獄クロー子氏の著に係る監獄學諸本
細註を按ずるに獨逸諸邦監獄官吏の俸給頗る不同あり
先づ歐洲諸大國監獄吏員の俸給定額を在監人一名
に算當するときは概ね左の如くなり(一馬克は我國
の銀貨三十錢前後に當る)

- 英國 三百九十二馬克
- 那威國 三百三十一馬克
- 巴丁國 二百八馬克
- 白耳蘭國 百八十六馬克
- 荷蘭國 百六十七馬克
- 瑞典國 百二十八馬克
- 芬蘭國 百十四馬克
- 普漏士國 百一馬克
- 奧國 百一馬克

以上列記するか如く俸給總額の囚徒一人當りに於て

國に於る監獄の地位即國民上下の監獄と輕重を以て
度を測知するを得へし
次に獨逸諸邦の各官俸給額を列記せん

一典獄

- 普漏士國 三千六百乃至四千八百馬克并に官宅
- 巴丁國 六千二百馬克以下并に官宅
在職滿十五年迄は四千二百馬克
十馬克乃至四千九百八十馬克并に官宅
在職滿五年毎に百八十馬克の増
(年額)並に無料官宅
- オスレト、プス、ハウゼン 六千馬克乃至七千二百馬克並に俸給一割の引去を以て官宅
無料貸渡
二千六百乃至五千馬克並に無料官宅
(燃料も無代價給與)
- ハイルブロン 四千八百馬克并に無料官宅
- 漢堡 八千四百馬克並に無料官宅
二監獄醫(俸給若くは手當)
- 普漏士國 九百乃至二千二百馬克(三千六百馬克)

翻譯

五十一

の特別俸一人あり

ブルフザール 千八百乃至四千五百馬克及官宅
ミユルンベルヒ 二千六百馬克乃至二千八百
八十馬克並に百二十馬克の宅料補助
金

オスレープスハウゼン 二千馬克
ウエヒタ 千乃至千五百馬克
ハイルブロン 千五百馬克

三教師(學業)

普漏士國 千五百乃至二千馬克並に無料官舎
或は宅料補助金
巴丁國 千八百乃至三千六百馬克並に官宅
ミユルンベルヒ 千六百四十七乃至二千三百五
馬克並に官宅

オスレープスハウゼン 二千二百乃至二千六百
馬克並に一割の俸給引去を以て官舎
無料貸渡
ウエヒタ 千六百乃至二千馬克並に無料官舎及
膳料 千三百馬克と千八百馬克外に三

六上等看守

ハイルブロン 官宅 二千乃至二千四百馬克並に無料
普漏士國 千二百乃至千六百五十馬克並に無料
官舎若くは宅料
巴丁國 千四百乃至二千馬克並に官宅
ミユルンベルヒ 千四百二十七乃至二千八十六
馬克

オスレープスハウゼン 千五百乃至千九百五十
馬克並に俸給一割引にて官舎貸與
ウエヒタ 千四百乃至千八百馬克並に無料官宅
燃料及制服
ハイルブロン 千三百馬克並に官舎

七看守

普漏士國 九百乃至千二百馬克並に無料官舎若
くは宅料
巴丁國 八百六十乃至千七百五十馬克並に官
宅若くは宅料
ミユルンベルヒ 獨身者に在てハ五百七十九乃
至八百九十六馬克並に無料合宿所有

四教師(宗教)

普漏士國 二千四百乃至三千六百馬克並に無料
官宅若くは宅料
巴丁國 千八百乃至四千五百馬克並に官宅
ミユルンベルヒ 二千六百四十乃至三千馬克
(在職滿五年迄爾後滿五年毎に百八十
馬克の加俸)並に無料官宅

オスレープスハウゼン 四千馬克
ウエヒタ 二千四百乃至三千六百馬克
ハイルブロン 二千四百馬克並に八百五十馬克
の宅料

五事務官吏

普漏士國 千八百乃至三千三百馬克並に無料官
宅若くは宅料
巴丁國 二千乃至四千二百馬克並に官宅
ミユルンベルヒ 二千九百十乃至三千二百七十
馬克(在職滿五年迄爾後毎五年百八
十馬克の加俸)並に官宅
オスレープスハウゼン 二千四百乃至三千九百
馬克並に俸給一割引にて官舎貸與

オスレープスハウゼン 三馬克並に官舎のあらん限無料住居
並に無料住居 千百乃至三百五十馬克

ウエヒタ 八百乃至千二百馬克並に制服と官宅
ハイルブロン 八百八十乃至千六百馬克並に有
妻者には百馬克の宅料を給す外に三
十六乃至百十馬克の故參加俸あり

●看守練習所に就て

山上 義雄 譯
フエーリング 述

獄制の改良を圖らんとするには看守をして其職務を
豫習せしむべき練習所を設置するを可となすや及本
問に關する今日迄の實驗如何
往古より今日に至る迄の監獄歴史に就て之を觀るに
其改革を行ふ毎に未だ曾つて行刑法の原則、行刑場
即ち監獄の性質及司獄官吏の點に於て變遷を來たさ
るはあし
刑罰は單に犯人恐赫の具なり人心の敗類を匡正する
ものにあらすとの議論は社會の進歩と共に其跡を絶

も恐赫主義は變じて慈惠主義となり刑の目的は天生
不良心あると性質の過激若くは薄弱あるに由り正道
を失したるを問はず總て之を還善悔悟せしめんと
するにあり往時は空氣日光も充分流通せず其内に在
るものは徒に死に至るを待ちたるか如き地下の穴軍
も今日は宏大華美の建物と變し日光空氣の流通も充
分に於て死の危險は反て普通良民より少なきに至り
毫も慈愛心を有せざる所謂鬼に等しき獄卒の爲に受
けたる肉體の苦痛も今日に在ては道德の教誨と變し
監獄内は清潔を旨とし食物に制限ありと雖も其物質
分量等凡へて衛生に適ひ紀律嚴正ありと雖も慈惠心
を有する看守監督の下に在り即ち看守は國法の執行
者として職務に従事し人類をして人類を匡正するを
目的と爲すに至りたり

完全なる監獄の行政適切ある刑の執行及囚人をして
還善悔悟せしむる上に於て看守は幾何の必要ありや
は何人も能く知る所ありと雖も監獄の何ものたるを
知得し其官吏は如何なる業務を行はざるへからざる
や且種々の方法に依ると雖も未だ好結果を得ざり
るものかしは社會生存の情には疎からしめ懲罰を嚴行する能
はすして良民生存に轉還するに必要ある實用的教育
を爲さず兵卒は單に柔順ある慣習を與へんとのみを
力め我職務は囚人の命令し腕力に訴ふるも其業務を
盡さしむるものなりと信し囚人をして信用及追慕心
を惹起せしむる等の知識に至ては皆無と云ふも不可
かあるへし

抑も看守教習所を設くるに至りたる所以は看守志願
者に其職務の本旨及義務の教習を施し前述の弊害を
除き必要の目的を容易且正確に達せしむるにあり此
志想は近年に至り起れるものにあらすして遠く前世
期の終りに起りたるものと謂ふべく一時全く世人の
腦裏を離れたる問題を茲に再び見るに至りたるは余
の歡喜に堪へざる所なり

若し善良なる看守及看護人を得んと欲せば各監獄及
病院所在地には一つの練習所を設け可及限り將來從
事せしむべき職務の練習を爲さしめ傍ら德義心并に
知能力を養成せしめざるへからず練習所は從來惡評
を蒙りたるを撰ひ入學せしめ監獄教誨師及病院教

職せしむるの難事たるを知るものは蓋し少あしと
謂ふへし

看守を採用せんとする社會の階級を觀察し其教育、
家族其他の關係職務上の勤勞、困難及責任、遭遇すへ
き危險及反獄等を考察する時は適任の典獄を得るよ
りは善良の看守を得んと適に難事たるは明かりとす
典獄は教育知識を有し且義務心、名譽心及慈惠心に
富める上流社會に於て選拔するを得るに由り其範圍
極て廣大なりと雖も之に反して下等司獄官吏は道德
及職務上の知識は高等司獄官より寧ろ博きを要し殊
に獄舎及其他の行刑上必要の裝置不完全にして其國
の行刑法不整頓あるときは熟練を要する一層大なる
ものにして此くの如き場合に於ては監獄内に生ずる
幾多の要喚を防止すると最も困難なりとす

昔時は勿論猶今日に在ても歐洲中宗教の盛なる國に
於て之監獄の監督及事務を擧て僧侶の組合に一任し
囚人を悔悟せしむるの適切なる手段として耶蘇の慈
愛を利用し又或る國に於ては之に反して全く陸軍的
の規律を用ひ囚人の戒護には總て滿期の兵卒を用ひ
囚人患者の取扱に關する要件を教授し併せて監獄
又は病院に就き種々の欠点等を示し漸々實地に熟練
せしめ欠員あるに當り此卒業生を採用する方法に
依らざるへからず
(未定)

問 答

● 刑事被告人書籍看讀許否 の義に付疑問

浪 華 生 投

監獄則第三十二條ハ刑事被告人書籍看讀のこを規
定して曰く「刑事被告人書籍を看んことを請ふとき
ハ總て之を許す但領置外の書籍ハ當該裁判官の承認
を経へきものとす」とあり予輩此條文を讀みて疑團
氷結殆んど其意のある所を知らざらんとす試みに左
に其問案を掲げんに

第一、刑事被告人にして書籍を看んと請ふときは新
聞紙及時事の論説を配すらもの、外は總て之を許
さるへからず果して然るは稗史小説の類と雖も

苟も請ふものあるときは之を拒むとを得ざるもの
如し之を解する如何

第二、説者あり小説院本の類を看讀せんとを請ふもの
あるも典獄に於て之を取捨許否するの權あり何
そ之を怪むに足らんやと然り然れども典獄は素と
監獄則規定條項の範圍内に於ては事苟くも監獄の
紀律を嚴格に保維する上に於て敏活運用上取捨斟酌
するの自由あるべしと雖も本項の如き監獄則か
明かに第四項の制限を守る上に在ては總て之を許
可せざるべからざれば決して許否の權なかるべし
と思ふせらる然に典獄に於て之か許否の權ありと
せば典獄は實に監獄規定外の場合に於ても口を紀
律保維に籍りて職權を濫用するの嫌なき能はずと
思考せらる之を解する如何

第三、假令一步を讀り第二問に對して典獄に許否の
權ありとするも全條第三項の但書に於て領置外の
書籍は當該裁判官の承認を経ざるべからずとの規
定あり依是觀之は領置の書籍は裁判官の承認を要
せざるものと反譯せられ事實拘しく罪證湮滅を豫
防する方法として規定せられたる檢閱許否の權に

官の承認を経ざるべからずとの奇怪なる結果を生
し彼は相背馳するの譏りを免かる能はざるべし之
を調和融解する如何

第四、典獄か第三の場合に於て有する檢閱許否の權
は監獄則か許す所の職權也解法者の容喙を許さざ
る者とせば最早論なきも苟も刑事訴訟法を以て裁
判官に與へたる規定に依り犯罪の被嫌疑者の身体
自由を一時束縛するの職權を有する檢察官及裁判
官に於て事實審理上必要の限り罪証湮滅の媒介と
なるべき書籍の看讀を許さるべしとは正當なるも本
項但書に由れば領置の書籍の限り未だ曾て當該裁
判官の承認を経ざるものあるにも不拘典獄に之れ
か許否權を與へたるは立法の理由何の邊に存する
やを解する能はず之を如何せば可なるや
以上は監獄則第三十二條第三項より生ずる疑問にし
て如何に之を有効に解せんとするも法理の認めざる
所にして到底正鵠を得る能はず世の有識者及職に治
獄の任に該ちる諸君の教示を乞はんと欲す希くは
明解を與へられんとす

九州 某 生

一 欠席判決を受けたるもの後捕に就きたるときは其
就捕か欠席判決の効力によると否とを區別すへき
裁所檢事よりの問合に對し司法省刑事局長より回
答により明白なりと雖其之を區別する標準につき
ては稍疑点あり

例へば茲に窃盜の嫌疑により捕縛せられたるもの
後他の事件につき欠席判決を受けたると判然
し之を告示し前嫌疑事件につきては何等の判決
をも與へざりしものあり

甲 欠席裁判の告示を受ける以前に溯り刑期を起
算するは一の變例に過ぎざれば其就捕か欠席判
決の効力によると明確なる場合にあらざれば就
捕より起算すべからず故に問題の場合には告示
より起算せよ

乙 例令他の犯罪嫌疑の爲捕に就きしにもせよ欠
席裁判告示前又は後に於て該嫌疑事件につき何
等の判決を受けざるものは總て其判決の効力に
よるものと看做すべし故に問題の場合には就捕
より起算せよ

二 本人より上告の申立をなし趣意書を差出す前取消
願出たる場合は願出の日より起算すべきものと思
考すれども或論者ハ上告書類未だ大審院に達せざ
る前願下をなしたるとき其開届の日より起算す
べしとある其筋の見解を根據として此場合も亦開
届の日より起算すべしと云ふものありされども該
見解は趣意書差出したる以後のことに於て未だ差出
たざる場合を包含するものにあらざり且理に於て
も(或論者ハ治罪法中刑事訴訟法第二百四十六條の如き明文なき
も)を理由として以前ハ一たび上告申出れハ決して自由裁判の
確定を望むべからず云ふと雖予の見解ハ一たび裁判の
書差出す前本人より取消願出れハ直ニ裁判確定するものにて開届
を待つ必要あり)當然願出の日より起算すべしと信す
きものと信す

又茲に十八年三月中甲地に於て或嫌疑により捕
縛せられ拘留中のものに對し十八年七月中乙地
に於て欠席裁判を爲し同年八月に至り告示をな
し前嫌疑事件ハ立消せしものあり此場合ハ於て
前甲説を主張するものは告示より起算すべしと
云ひ乙説を主張するものは宣告より起算すべし
と云ふ

れども反對論者も多けれり敢て明答を乞ふ
三全上申立をなし期限内趣意書を差出さるる爲裁判
確定せしとき

此場合は確定の日より起算すべきものと思ふ
れども反對の指揮(檢事)も之れ有りしにや覺ふ
故に敢て問ふ

四全上告をなし檢事も亦付帶の上告をなし共に棄
却せられたる場合或學說によれば期限の前後に拘
らず原檢事と大審院檢事とを問はず苟くも檢事か
原裁判につき吻を容れたるときは總て前判より起
算す主主張するものあるのみならず(勿論反對論
者も多し)現に或府縣にて此學說により計算し
つゝあるやに聞及しか如何

●屏禁處罰因科する坐業に就

ての疑問に答ふ

浪 華 生

世に獨醒子なる論者あり警察監獄學雜誌第三卷第八
號に於て表題の如き疑問を提出せられたり予輩之を
一讀するに疑點は左の二點にあるものゝ如し

一 四人には座作の業を課せらるる云ふに外からさ
るべし何を以て然か云ふか予は之に答ふるに 第一
項の未段服役時間座作の役を課すのである服役時間と
云ひ役を課する文字の解釋上より自然に成出する
結果然らざるへからずと信す何とされは監獄則第十
七條に云ふ處の服役ある文字は如何ある意味に用ゐ
られたるやを察するに刑法に云ふ處の定役に服すへ
き囚人の作業を意味するものにのみ用ひられたるも
のありとは文法上解すへからされはかり

又一步を進めて第十八條に云ふ大祀令節國祭の日及
父母の喪日は服役を免するの規定を設けられたるは
素と情に於て忍びざるの恩典說に出てたるものにし
て要するに國恩及父母の恩を回想自省せしめ遷善改
悟を勸誘せんとの主題にあらざるとなきは最も觀易
き道理されは此恩典說をして可成之を普及せしめん
とは是れ亦立法の精神あるべきは疑ふへからざる事
實ありとす果して然らば此免役の恩典に浴し得るも
のは單に刑法に云ふ所の定役因にのみ止まりて他の
處罰中のものに及はずへからざると云ふ理由ハ到底
見出され能はざるなり何となれば第十八條に於て與

れたるものと解釋せざるへからされは屏禁處罰中と
雖も大祀令節國祭日及父母祭日に逢ひ座業を免せ
ざるへからと云ふにあり

乙說 屏禁因に科する座作の業は刑法に所謂定役と
は質を異にするものかれは甲說は取るに足らず尙ほ
之を換言せば處罰因に科する所の座業は普通の定役
に有するして處罰の要素あり隨て無定役因と雖も屏禁
右の如く甲乙各論する所何れも一理なきにあらざ
雖も予輩此疑問に就ては甲說を以て是なりとするに
躊躇せざるなり以下聊か之を論說せんとす

乙說は曰く屏禁處罰因に科する座作の業は處罰の性
質を有せり隨て普通の定役を免する大祀令、節國祭
の日及父母の祭日にも服役を免すべきものにあらず
と予輩も又屏禁因座作業は處罰たる事は全則第四十
二條第二項に明かに明示する所かれは素より論なし
と雖も處罰されはとて免役日にも服役せしめざるへ
からざると云ふ論理に至つてハ予輩之に首肯する能
はず何となれば第四十二條、第一項に云ふ所の屏禁

果くる能はざるに至り遂に背誼に陷るの弊なきにあ
らされはなり

斯く論、來れば乙論者の謂ふる座作の業は處罰なれ
はとの議論は到底本門を決するの價值なきに至りた
りと信すれば以上無定役因の場合に於ける屏禁處罰
の事に就ての理由を辨せん予輩は無定役因に對す
る屏禁處罰者には座作の役を課する能はざるものな
りと思ふ何とされは無定役因は法律上素とより定
役なきものなれば(自から請ふもの、外)定役なき無
定役因に對し如何んを服役時間のあるべき理由あら
んや將た無定役因の服役時間とは何に由て之を定む
るや他に之を規定するの法條あるなければなり
右の如き理由あれば予輩本門に就ては乙說を取らず
して甲說を以て可なりとする所以なりとす

要するに第十八條の免役日は恩典說に出てたるもの
なれば何を處罰者には之に浴せしむる能はざるもの
理由なければ處罰者の座作の役も共に免せざるへか
らずと斷言せんとす故に第四十二條の未段服役時間
云々の上に「定役因には」の五字を冠せしめて解釋す

浪華生の意見は記者の同意する能はさる所あるに依り次號に於て之を解説すすべし

分房囚の成績

石川縣監獄署

念を有すれいからん
 感化の成蹟に至つて前文述る如く彼の閑地を與ふ
 るを以て充たされ且つ寂實裡に靜思反省の身邊善言
 幾分か悔悟心を惹起せしめると雖も其多因よりな
 して惡友と親み惡術を養長して所謂惡術學校の生徒
 たるを免れたるの益は充分ありと思考す
 四而寂寢の場所にありて自由を奪はれ獨居し百感胸
 間に集るか爲め四名の内壹名は終始獨居し百感胸
 ならされども三名は初めて分房に入りたるより四五
 日を過れども頗る便秘の不眠の精神變調を來し食欲振は
 す休量を減らし稍々衰弱の體を現す且夜間に半甦覺轉々
 の幻夢を見る如斯又頭重便秘三週乃至三週間に緩解し食慾漸々
 又進むに當り休量を又隨て増加せり爾來平生に異か
 らす此時に當り試みる又隨て増加せり爾來平生に異か
 り見れば壹名の靜なる外に如か神と答たり此處に依
 名共一徹に出るを除くのみと共其變調の時來せし頃三
 一周間の長短異なるものと共其變調の時來せし頃三
 るか如く時日の長きに隨て精神を傷害する深きと云
 ふの點に付て正反對の結果を驗したり是れ或い
 習慣を以て多數を試み統計上如斯の觀察に依らざれば眞
 成蹟は得難きはさる共統計上の觀察に依らざれば眞
 て健康を障害するに如きと云ふは一且諒獨居監獄著
 第壹項の各人入浴に相當する順序は一且諒獨居監獄著
 第二十一番出入場第二十番の例に同じし
 第二十二番出入場第二十番の例に同じし
 第二十三番出入場第二十番の例に同じし
 第二十四番出入場第二十番の例に同じし
 第二十五番出入場第二十番の例に同じし
 第二十六番出入場第二十番の例に同じし
 第二十七番出入場第二十番の例に同じし
 第二十八番出入場第二十番の例に同じし
 第二十九番出入場第二十番の例に同じし
 第三十番出入場第二十番の例に同じし
 第三十一番出入場第二十番の例に同じし
 第三十二番出入場第二十番の例に同じし
 第三十三番出入場第二十番の例に同じし
 第三十四番出入場第二十番の例に同じし
 第三十五番出入場第二十番の例に同じし
 第三十六番出入場第二十番の例に同じし
 第三十七番出入場第二十番の例に同じし
 第三十八番出入場第二十番の例に同じし
 第三十九番出入場第二十番の例に同じし
 第四十番出入場第二十番の例に同じし
 第四十一番出入場第二十番の例に同じし
 第四十二番出入場第二十番の例に同じし
 第四十三番出入場第二十番の例に同じし
 第四十四番出入場第二十番の例に同じし
 第四十五番出入場第二十番の例に同じし
 第四十六番出入場第二十番の例に同じし
 第四十七番出入場第二十番の例に同じし
 第四十八番出入場第二十番の例に同じし
 第四十九番出入場第二十番の例に同じし
 第五十番出入場第二十番の例に同じし
 第五十一番出入場第二十番の例に同じし
 第五十二番出入場第二十番の例に同じし
 第五十三番出入場第二十番の例に同じし
 第五十四番出入場第二十番の例に同じし
 第五十五番出入場第二十番の例に同じし
 第五十六番出入場第二十番の例に同じし
 第五十七番出入場第二十番の例に同じし
 第五十八番出入場第二十番の例に同じし
 第五十九番出入場第二十番の例に同じし
 第六十番出入場第二十番の例に同じし
 第六十一番出入場第二十番の例に同じし
 第六十二番出入場第二十番の例に同じし
 第六十三番出入場第二十番の例に同じし
 第六十四番出入場第二十番の例に同じし
 第六十五番出入場第二十番の例に同じし
 第六十六番出入場第二十番の例に同じし
 第六十七番出入場第二十番の例に同じし
 第六十八番出入場第二十番の例に同じし
 第六十九番出入場第二十番の例に同じし
 第七十番出入場第二十番の例に同じし
 第七十一番出入場第二十番の例に同じし
 第七十二番出入場第二十番の例に同じし
 第七十三番出入場第二十番の例に同じし
 第七十四番出入場第二十番の例に同じし
 第七十五番出入場第二十番の例に同じし
 第七十六番出入場第二十番の例に同じし
 第七十七番出入場第二十番の例に同じし
 第七十八番出入場第二十番の例に同じし
 第七十九番出入場第二十番の例に同じし
 第八十番出入場第二十番の例に同じし
 第八十一番出入場第二十番の例に同じし
 第八十二番出入場第二十番の例に同じし
 第八十三番出入場第二十番の例に同じし
 第八十四番出入場第二十番の例に同じし
 第八十五番出入場第二十番の例に同じし
 第八十六番出入場第二十番の例に同じし
 第八十七番出入場第二十番の例に同じし
 第八十八番出入場第二十番の例に同じし
 第八十九番出入場第二十番の例に同じし
 第九十番出入場第二十番の例に同じし
 第九十一番出入場第二十番の例に同じし
 第九十二番出入場第二十番の例に同じし
 第九十三番出入場第二十番の例に同じし
 第九十四番出入場第二十番の例に同じし
 第九十五番出入場第二十番の例に同じし
 第九十六番出入場第二十番の例に同じし
 第九十七番出入場第二十番の例に同じし
 第九十八番出入場第二十番の例に同じし
 第九十九番出入場第二十番の例に同じし
 第一百番出入場第二十番の例に同じし

二十四、止まれ——
て之れに倣はしむ
二十五、各房分れ——
各自監房前へ側面に整列

第二項 還房 監房の方向を取り壹圓宛入房せしむ
谷 囚監房出入の際は必ず當直員取締之れに

第三項 獄衣搜檢は囚人入浴中押丁をして之を爲さ

●賞表付與
圀人知久長左衛門外四名ハ入監以來能ク獄則を謹守

し改悛の行爲著しき以各賞表一個を付與せり
●支署長會議　宮崎縣監獄署

監獄を警察に會合し、看守並に「刑事被告人行違ふ
囚人行狀視察法、教誨、衛生其他獄務上緊要の事項
を協議せり」

支署長並敎諭師召集三重縣監獄署
本縣監獄支署長並桑名外役所監獄書記を召集し獄務
會議を開き向又各支署警備敎諭師士本署に會ひ牧海

事務の協議を爲さしむ
●支署長會議
岡山縣監獄署

各支署長を會し第十六回監獄會議を開き諮問事項並に出安等數件を議了す。

提出指等斐作を詳しせしむ

六十一

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

●司獄官任免 兵庫縣監獄署 本縣監獄書記磯谷彌吉看守長三浦治三吉の兩名今回非職を命ぜらる

●第二回看守教習卒業 同上 看守水嶋助太郎家原元五郎、山田盛之、齊藤辰三郎、久保本指之助、岡保八之進、植村藤之助、松場卯太郎、吉川政次郎は第二回看守教習所修業に付卒業試験を執行し水嶋家原二名は優等山田外六名は卒業証書を授く

●一周年間處罰者 山梨縣監獄署 明治廿四年度内に於ける本縣在監延人員七千七百六十八人に對し罰を受けたる者一千〇三十八人之を一ヶ月に平均すれば八十八人三分三厘とある其詳細は別表掲げる所の如し(別表略す)

●第二回看守教習所卒業 兵庫仮留監 本監獄守成田銅太郎、熊谷正三郎、守政久吉、永見吉長、大里吉光、楠松清の六名第二回看守教習所を卒業し各卒業証書を授く

雜報

●在監人作業表の様式に就て

其筋へ提出せらるゝ年報中の在監人作業表の作業名に就ては往々其記入方に誤謬ありとの事あるか聴く所に據れば男囚の看病女囚の炊事掃除看病等の如き作業はすべて施行細則規定外の種類に屬するものゝを學教授及び目下英國に留學中ある人類學者坪井學士をして此會に參同せしめらるゝ等なりとぞ

●抗告再審を爲したる者の在監費支辨の義に就て

重罪輕罪の公訴の判決に對し控訴ありたる場合又は上告の末他の裁判所に移すの言渡ありたるとき被告人拘禁中の費用並に裁判確定後該囚人に對する費用支辨方に就ては廿三年十月内務省令第五號を以て規定せられたれば無論最前裁判言渡ありたる地方の負擔たるは素より論を待たざる所なり然れども茲に一の問題あり刑事訴訟法第二百九十三條以下及び全法第三百一條以下の規定に由り抗告又は再審を求めたる末他の裁判所へ移されたる場合に於ては該囚に係る監獄中費用は何れの地の負擔に歸すべきやと云ふことは是れなり聞く所に據れば抗告再審の結果他の裁判所へ移すの言渡ありたる場合に於ける該囚に係る在監費の負擔に就ては省令第五號に由るべき限りならず抗告又は再審裁判所に在地の監獄費支辨となるべきものなりとぞ

●控訴囚の費用に就て

る欄内に記入すべしとあり

●上告者刑期起算方に就き

上告期限内に其申立ををし趣意書差出すべき期間内に於て該上告を抛棄する旨申立てたる場合に於ては總べて其上告を抛棄したる日より刑期を起算すべき筈なれども其上告期間内に於て趣意書等を差出したる末數十日を經て該上告を抛棄する旨申立てたる場合に於てはすべて其上告の許可ありたる日より起算すべしとなり是は其筋に於ける實際上の取扱ありとのとされば是れに向て彼れ此れ議論すべきには非らずれども刑事訴訟法第二百四十六條「檢事を除く外上訴を爲したる者ハ其判決ある迄何時にても之を取下げたるを得」と明文の規程ある今日に於て依然治罪法(治罪法には此規定なし)時代の取扱向を襲用するは妥當を欠くものにあらずるやと言ふ者あり

●刑事人類學萬國會議

同會ハ本年八月七日を以て白耳義ブリコッセル府に於て開設する由にて頃日我が政府へも右會議へ代表者派遣せられ度き旨照會し來りたりと聞く會議の結果果して刑法の革命を惹き起すに至るべきや否や少くも行刑の學と術との止に於て幾多有益の材料を訴訟所在地監獄、押送したる後本人控訴の取消を爲し許可せられたるにより前裁判確定に至りたれば該裁判執行中の諸費は何地の負擔たるべきやと云ふに右は被告人自から控訴を取消し原裁判確定後執行に關する費用なりと雖も一旦控訴の中立を爲したるに依り控訴院所在地に押送したる後されは矢張廿三年十月省令第五號に依るべきは勿論ありとす云々

●徒刑及重禁錮の處刑を受けたるもの、費用に就て

茲に徒刑及重禁錮の處刑を受け集治監にある者再審の訴を爲し大審院に於て重禁錮の原裁判を取消し他の裁判所に移すの言渡ををし再審の末裁判確定の後再び集治監に押送する者あり右は特に輕罪に係るを以て原府縣の負擔に歸すべきや將又重禁錮の刑は無罪とありたるときは如何と云ふに右は單に徒刑囚の徒刑を執行する爲め集治監に移すに異なるとしかければ國庫の支辨に屬すべきハ勿論なりとす又一步を進めて輕罪に就ては仮令有罪とあるも集治監へ送還する費用は矢張り國庫費より支辨すべきものなりとす然れども最初集治監より移されたる地方の裁判所

へ警察遞傳を以て押送する費用の沿道地方の警察費に歸すべきものなるへし云々

三池集治監並九州沖繩各縣

獄事會錄事

同會は明治廿五年五月二十日午前十時開會、同日は岩崎大分縣知事關全書記官も臨場せらる尙ほ同會に列席せし者は松本長崎縣典獄、小池熊本縣典獄、河俣宮崎縣典獄、奥川沖繩縣典獄、矢部大分縣典獄、三ヶ尻三池集治監守長兼書記(典獄代理)岩崎福岡縣監獄書記(全上)松隈佐賀縣監獄書記(全上)帖佐鹿兒嶋縣監獄書記(全上)古賀熊本縣監獄書記富田宮崎縣看守長窪田沖繩縣看守長佐藤大分縣監獄書記兼看守長岡大分縣監獄書記等にして内務省出張官眞木内務局も亦た臨席せり

同日着席後自今會頭は開會地の典獄を以て之に充つること及討議の時間を午前八時より午後七時迄と定むることを議決去即ち矢部典獄會頭の席に就き議事を始む

各縣の提出に係る議案並に問答事項等頗る多く僅々の日子を以て之を議了し能はざるの恐れあるを以て土曜日の休暇を廢し毎日議定の如く議事を開きたるの四人に對しては汝若くは其方と稱呼することにして決し第八「刑事被告人差入食物を一定すること」ハ三食に限り但し飯代用は牛乳食パン等なるもの菜代用は鶏卵其他菜又ハ飯のみにてても許可することに決し第九「囚人の食物買入に制限を設けたること」は食費三倍以上を償ふ者十回、二倍以上全七回單に食費を償ふ者ハ五回以下とすることに決し第十懲罰執行中は無論處罰後監房に在るの間は食物の購求及書籍の看讀を禁したしハ原案に決し第十一「女監取締服制を定められんことを主務省に望む」ハ原案の通但其制ハ上衣(黒色被布仕立)袴(黒色)外套は二重襷套頭巾付とせしことに決し第十二患者表に記入すべき區域は休役以上の者あるか將た服藥する者は悉く編入する歟、ハ休役以上の者を以て患者に編入することに決し第十三「携帶乳兒の乳汁に乏しき者は別に食料を與ふるか一定したし」ハ適宜二合以下の食糧を與ふることに決し第十四囚人互の通信は勿論出獄者よりの信書と父母妻子又は權利義務に關する者の外一切許さることに一定したしハ原案に決し第十五「報告例中作業一人前の者と一人前に足らざる者の區別は何れの標準に據るか一定したし」ハ科

るに依り茲に同月廿四日を以て結了せり其決議並に協議事項の重なるものは左記の如し

決議事項

第一「監獄署にも看守部長の新設を望む」ハ異議なく原案に決去第二「内務省訓令第三十號四十八表に記載する囚人資産の有無を區別する程度標準を一定する事」ハ不動産を有するものは無論有せざる者とも一家の生計を營み得る者は有産者に編入することに決し第三「全表に記載する教育の程度標準を一定することは文字を書き得るものと書き能はざるものとを以て區分することに決去第四「囚人の食糧と作業別に據るか得た労働の輕重に據るかを一定したし」ハ作業別に據るものと別表の通一定することに決し第五「減食執行中作業を執らざるか」ハ作業を執らしめざることに決し第六「在監人に接見を乞ふ者携帶兒上の者」を同行するを許すや」ハ十六歳以下の者は接見を許さることに決去(以上官崎縣提出)第七「司獄官の稱呼法を定むること」知事閣下、典獄、何監獄書記、何看守長、何教誨師、何監獄醫、何女監取締、何授業手、何押丁、何課長、何支署長又在監人より官吏に對しての官名に據るに對する事程の五等に分けらるる者は三等以上と一人前とし其以下は一人前に足らざる者とすることに決し(以上大分縣提出)第十六「看守教習の方法を一定したし」ハ別表第二「獨逸監獄法及獄務提要を加へ爾來監獄必要新刊書籍は之を追加し其都度通知することに決し第十七「氏名犯數を偽り入監後發見したる時は獄則處罰を必ずや一定したし」ハ獄則處分は爲さるることに決し第十八男子にして女監を見んと乞ひ又女子にして男監を見んと乞ふ者あるときは之を許可せしや」ハ男子は男監、女子は女監に限ることに決し(以上福岡縣提出)第十九「役業の授け方は刑罰執行の際素修の業を授くるか又は一旦裁工業に服役せしめ而して後相當の役業に轉せしむるか一定したし」ハ個人的に依り其事狀を省察し入監前の業体に應じ役業を課することに決し(以上鹿兒嶋縣提出)(以下以號)

●囚徒看讀書籍の發行に就て
追々報道せし監獄教誨師通信所於て教誨師會同の決議に基き在監人看讀に供する監獄教誨と題する書籍を發行せらるゝよし其趣意書左の如し
今回監獄教誨と題する書籍を發行せんとするは去る四月東京築地本願寺に於て開設の監獄教誨師會

同中の決議并に大日本監獄教誨師通所の要則に基
因するものにて今や此の事柄を世の中に公けにせ
んとするに際し茲に一言の趣意をしるさんどす
抑も日本全國の在監人員數を見るに實に七万四千
零四十四人あり(本年一月末調)而して監獄に常勤
し以て教誨する教誨師は未だ二百人に滿たず依是
觀之教誨師其の人にして如何に勉強し如何に精勤
するも比例的數理の割合其の度を得ざる限り其
の實効を奏せんとするも豈に難からざるを得んや
教誨の周到ならざる亦宜ならずや獄事改良上一大
缺點と云べし是れ主として本書を發行せんとする
理由にて廣く在監人をして看讀せしめ教誨師の言
教の缺く所及バざる所を補ひ以て聊か其の實効を
期せんとするにあり又毎卷末に於て二三の通信文
例等を掲載せんとす是れ在監人の多くの教育なき
者なれば併せて裨益せんとするに過ぎず是を本書
發行の趣意とす

●高松感化保護院創立の議決す

一昨十五日當市大字天神前大護寺に開きし同院創立
の協議會の同日午前八時より縣官、代言人、僧侶及有
志者等來會し神原富文氏假議長となり種々協議の末

置等に制せられ、廣録遷延に涉りしもの懽から
ずと雖、今回記事分離の爲め、紙上餘地あるに
至りしを以て、次號以下續々之を掲げ、寄書家
諸君の厚意に背かざらんとを期すへきを以、爾
後愈々有益の寄稿あらんと、斯道の爲め、冀望
に堪へざるあり

●教誨師の官級

釧路 原 胤 昭

我國監獄教誨のとたるや年久しく暗黒裏中に埋没せ
られ司獄の官に立つもの自ら其効蹟なきを告白し教
誨の職に當るものも亦之を卑めたり實に舊日を回想
すれば予輩をして感慨せしむるとのみありき予始て
宇川君の驛駿に接したる時君の先づ發せられし問は
是なり、足下は教誨の職に従事す抑も教誨は効あ
りや否と當時君は内務の高等官にして専ら監獄に係
る調査をせらるゝ時なれば予は此の問を得て頗る奇
異の思あり然共直に答ふるに次の語を以てしたり、
君の既に知らるゝ如く予は教誨師なり豈に其効なき
を知つて此の職を取るものならんやと

噫宇川君は何人ぞ斯道の先輩と云はるゝ人ありと君
の口吻より尙此の問を出たす以て知る監獄教誨の暗

にて質相寺に設置する事に決し規則等は渡邊璞成氏
の起草せしものを蒔莖版に印刷し(是は藤好乾吉氏
負擔)有志者へ配布の上来る廿三日は再び協議會を
開きて上欸の手續等を議する等ありと而して渡邊氏
は當日來會諸氏よりの頼みに依りて當分の間當地に
留まりて創業に従事せらるゝ由(讀岐公論)
評 京都に京都感化保護院あり愛知縣に三河感化保
護院あり今又香川縣に同名の者起らんとす予輩は
其事業の美あるを稱賛すると同時に其組織の如何
を氣遣はずんばあらず若し寄宿所を設けるとか授
産場を建つるとか云ふか如き組織を以て此事業を
行ふことあらば予輩は之れに對て大に反對せざる
を得ず況んや感化保護と稱するが如き招牌を以て
するに於てをや感化と保護とは全然其事業の性質
を異にし又異にせざるべからざるものあることを
知るや否や

寄 書

編者曰、本欄に登載すべき材料、机上堆を爲す
も、寄送の順序、記事の緩急、及各欄紙數の配

黒時代なりしとを然るに今や世論一變し治獄の方針
教誨に重きを措くに至りしは斯道の一大進歩と云ふ
べし之よりして吾人か運動も層一層好都合を得ると
と心竊に歡べり然に事に一利あれば一害の隨伴し來
ること數々免れ難きものなり然共吾人見て以て害物
とするに於ては飽まて之を避けざる可らずと爰に
聊か愚見を述べんとするは教誨師官級の一事なり
聞く處によれば教誨師をして判任官になさんとする
論者ありと説の那邊より出てしものかは知らざれど
も恐くは近日治獄の方針に於て教誨に重きを措くに
至りしより其官級を高め禮遇を厚ふし以て有力者を
聘せんとするの意に出でしものならん然りと雖共予
は疑なく之を言はんとす目下教誨に従事せらるゝ有
志者殊に數年間此の暗黒時代の辛苦を嘗め汗を流し
心を勞せし諸君は一人として此の人爵に甘んずるも
のに非ざるべし蓋し監獄教誨のとたるや其至難至苦
實に局に當て始て知る程のものなれば人爵を貴ひ俸
給の多きによつて漸く身を寄するか如き人の能く堪
ゆる事と思はされはあり

今や監獄教誨は曉天の時代たり之より進んで吾人か
微功をも世に奏し囚人減少てふ術に當らんとするの

時なり貴重なる此時に臨み人爵の客、黄金の僕、来て吾人か領分を蹂躪せんとを恐るゝあり予は教誨師を判任待遇にせられしことすら不快を感せしに今は判任官を以てせんとする説ありと聞き眞に慨歎に堪へざるあり請ふ局に當らるゝ人々よ考一者を垂れ其職務の性質を明知し斯かる迷説を擯斥せらんとを予か憶測によれば論者に此の説あるへし治獄の必要上より教誨に重きを置きたれば宜しく任者の官級を高め先づ第一には司獄官の尊敬を厚からしめ從來之を輕蔑したる陋習を打破せざる可らずと然り司獄官たるもの先づ之を尊敬するは良し然ども其尊敬たるや自然的即ち品性上より出てざる可らず往々教誨師たる人も之を口にし看守者の輕侮を憤るものなきに非らず然ども之を裏面より問へば那の人は無學なり不品行なり高慢なり不熱心なり或は頑老腐朽の徒なりと皆之れ輕侮を受くる元素を自ら蓄へる人あり斯かる人物をして判任官否な奏任勅任官となすとも豈に俄に德光を添ふべけんや然ども斯く極論するるとき人を得るに難しと云ひん然り世に完全の人無きなり殊に予か如き者の數年此の職に在りしを自ら怪めり實に予は無學なり無識なり自ら德の脩らざる

教誨師をして官級を高むるは其効力を多からしめんと欲し反へつて効力を殺くの結果あらんと信するなり予輩教誨に従事するものゝ常に注意するとは囚人をして教誨に心服せしむるにあり動もすれば彼らに已れか狐疑心を以て推想し教誨師の教誨するは職務なるか故にやること恰も俳優の演に同じと云ふか如き感を避くるにあり故に任者ハ學あり德あり尋常世人の位置に立てり頗る上班を占るに足る人に在りから罪人の友となり反て官級低き職にあるを以て一屑其人を敬崇し其慈愛を感銘せしむるやう方法を取る方事態の宜きを得るものと信せり若し之をして官級を高きに置けば反て眞正の敬崇心を薄からしむるものとあるへし

以上述ふる處を以て余は教誨師の進級説に賛成するを得ず請ふ大方諸君に説あらは惜みなく高教を垂れよ

敢て司獄官并に教誨師諸君に一

言す

小嶋吉太郎

凡そ社會に厄介なること割の惡るきこと擧て數ふべからず然れども監獄なるものは吾人の爲めに割の

ものあり齡尙壯ありと雖共智惠老朽たるもの正に此の重職に當る價值なきを知る去りなから熱心、罪囚を化して良民に歸らしめんとする此一事に於て自ら熱心の文字を辞さず而して經歷し來る處を見れば凡そ司獄の職に在るもの此の熱心を嘉せざるものあらす諸員は勸て予を助け予か乏を補ひ十數年一日の如く職を取らしめたり斯くの如く予か經歷上より見れば未た一日も人爵の必要を見ざりとなり固と是れ精神上の職務されハ資格若し學力等に欠くる所ありとも熱心てふ眞率を備ふる者ならんには敢て人爵なくとも職を執るに難からざるものと信せり又曰く囚人を説諭なすに看守よりは看守長、看守長より典獄と其位置高きものはと與ふる處の説諭は彼れに徹するゝ強きにより教誨師の位置を高むるは其効を擧ぐるに力ありと此亦不替の説なり典獄其他官吏の與ふる説諭は事職權に屬するものなれば職權重きものは囚人の謹聽するは當然のとなれども教誨は其れと異なり權力を以て施すものに非らず是れは教誨師に權力を與ふるの必要はなきものなり若し權力を以て施す事に効あるものならんには職權者の外に教誨師を置くの必要あらざるべし

惡く且厄介なるものはあらざるへし何と云はれば監獄ある者は吾人に害毒を加へ其他法禁を犯したる者を養ふ所にして彼等の爲めに其不生産的消費として吾人は一屑の膏血を要すへければあり之を聞く各府縣廿五年度の監獄費決議額共高實に三百十四萬圓余にして國民平均一人に付七錢五厘餘を負担するものなりと吾人は斯かる重税寧ろ迷惑なる費用を餘儀なくせらる豈に輕々默過すへけんや現時監獄の事たる大に世人の注意を喚起し斯道熱心の輩亦少なきにあらずと雖共研究する所大概遇囚建築等に關するものにして其本領に達する未た其た遠しと謂ふへし

監獄あるものは行刑の場所あるを以て刑は刑なきを期すの格言を敷衍すれば監獄に監獄なきを期すと云はざるを得ず直言すれば或人をして監獄の必要を再びせしめざるか如き又は一般に監獄の必要を認めしめざるか如き總て監獄を必要とするの根底より改良を試むること適當に云は、眞人間を養成するは當然缺くべからざるの事業にして是か爲めには放免囚救濟會を盛に設立し或は其他不良民生を化育する種々なる方法を要するあるべし惜哉本邦斯業の歩武は未